

第五章 雇傭關係の内容

休憩時刻	五分	一分	五分	二分	二分	三分	三分	四分	四分	五分	五分	六分	九分	一分二	計
午前 九時半より															
同 一〇時より															
同 一〇時半より															
同 一時より															
同 一時半より															
午後 〇時より															
同 〇時半より															
同 一時より															
同 一時半より															
同 二時より															
同 二時半より															
同 三時より															
同 三時半より															
同 四時より															
同 四時半より															
同 五時より															
同 五時半より															
同 六時より															
同 六時半より															
同 七時より															
同 七時半より															
同 八時より															
同 八時半より															
同 九時より															
同 九時半より															
同 一〇時より															
同 一〇時半より															
同 一時より															
同 一時半より															
同 二時半より															

第五章 雇傭關係の内容

業態	労働時間	休憩時間	勤務時間
官	八時五十分間	五九分間	九時五十分間
私	九時一分間	五〇分間	一〇時間
A	一〇時間	六四分間	一一時四分間

即ち右に依ると午前午後を通じ一五分宛の休憩時間を與へてゐる工場最も多く三〇分のもの之に次ぎ一〇分又は六〇分のもの第三第四位にあり而して一五分の休憩を與へる工場は午前と午後の二回に休むを普通とし午前は九時乃至九時半午後は三時に於いて之を與へるものが最も多い。尤も二交替制をとるものにあつては午前は三時午後は九時に於いて之を與へてゐる向が最も多く三〇分の休憩を給するものは食事時間を含めて正午より與へるもの最も多く少數なれ共午前午後各三〇分宛の休憩を與へるものもある。

一〇分の休憩を給する所は午前は一〇時午後は三時に於いて最も多く午前と午後と與へるものとを比べると午前に多く又正午に於いて食事時間を含めて六〇分の休憩時間を與へる向も多いが二交替制に於いては午後零時に之を與へてゐるやうであるし又三交替制を採る工場に於いては一定の休憩時間を設けてゐるもの少なく適宜の時刻に適宜の時間を與へて休憩せしめてゐるらしい。

茲で更に各業態工場に於ける労働者が工場の門を入つて出るまでの時間即ち工場にゐる一日の時間は平均どれ位であるかに就いて見ると次に示す如くである。

第五章 雇傭関係の内容

業態	一 労働時間	休憩時間	勤務時間
B	八時三六分間	四三分間	九時一九分間
C	八時四二分間	五六分間	九時三七分間
D	九時一二分間	五六分間	一〇時八分間
E	八時四二分間	五六分間	九時三八分間
F	八時五二分間	五六分間	九時四八分間
平均	九時一三分間	五五分間	一〇時八分間

即ち右によると女工を多数使用してゐる工場ほど勤務時間が長くなつてゐて繊維工場の如きは機械工場に比して約一時間と四五分ほど長くつとめることになつてゐるのである。

三 徹夜業及残業時間

A 徹夜業

次に徹夜業に就いて見ると徹夜業をなす向は一五六の調査工場中八二即ち五割を示し其内四二は交替制残り四〇は通し制度である。

茲にいふ交替制とは第二交替第三交替と稱し交替毎に職工の代るものを指すのであるから交替制に依るものには年中夜業のあることは容易に想像せられる所であり又通し制度とは晝間より同じ職工が引續いて夜業をなすものをいふのであつて之は云ふまでもなく工場側に於いて生産を急ぐ場合とか或は工場能力以上に多くの生産をなす場合臨時に行はれるもので今之を表示すると次の如くである。

第一 交替

夜業別	交替制 通し制	官 營	私 營	業 態	別	作業準備時間		交替別	開始 時間
						計	分		
合計	=	=	=	=	=	二〇以上	一〇	七	七時
						一五	一〇	七	七時半
						一〇	五	八	八時
						五	〇	八	八時半
						計	二〇	九	九時
						以上	一五	九	九時半
						〇	一〇	一〇	一〇時
						〇	五	一〇	一〇時半
						〇	〇	一〇	一一時
						〇	〇	一〇	一時半
計	二〇	三	計						

然らばこの交替制はどんな風に各工場に於いて行はれてゐるか今一〇二工場につき調査した所によると次の如くである。

第五章 雇傭関係の内容

計	始業時				計	作業準備時間				計	交替別	
	八	七	六半	六		二時以上	一五〇分	一〇五分	五〇分		八	七半
												間時七
-	-								-	-		半間時七
				-		-				-		間時八
			-					-		-		半間時八
	-		-					-		-		間時九
-			-					-			-	半間時九
七	-		五				七	-		二	-	三 間時〇一
	-		-					-			-	半間時〇一
九	-		七				九	-	-	-	四	二 間時一一
												半間時一一
												間時二一
六	-	四	三	六	-	二	-	六	四	三	四	六 二 計

第二交替

計	始業時				計	作業準備時間				計
	〇	一	一〇半	一〇時		二〇以上	一五〇分	一〇五分	五〇分	
四			二	-	四		-			三
四			二	-	四		-			三

第三交替

即ち右によると所謂第一交替制をとつてゐるものは一〇二工場中一〇二となつてゐるがこの第一交替の中には二交替及三交替制をとつてゐるものが計二八あることになつてゐるから純然たる一交替制即ち無交替によつてゐる工場は一〇二中七四になる譯である。而して所謂第二交替制をとつてゐるものは二八あることになつてゐるが此中には第三交替制をとつてゐる工場が四つもあるから純然たる二交替によつてゐるものは二四工場となり残り四工場が純然たる三交替制によつてゐることになるのである。

こゝで以上を繰返していふと一〇二工場中無交替制によるもの七四、二交替制によるもの二四、三交替制によるもの四といふことになつてゐるから交替は三交替に分つものより二交替に分つもの適に多く又作業準備時間に就いていふと之を設くるものは無交替即ち謂ふ所の第一交替よりも所謂第二交替に多く而して準備時間は第一交替にあつては一〇分のもの第二交替にあつては五分のものが最も多い。更に賃働時間についていふと第一交替に於いては九時間第二交替に於いては一一時間のものが最も多く又始業時について見ると第一交替では午前七時第二交替では午後六時第三交替では同一一時のものが最も多いことになつてゐるのである。

B 残業時間

茲で更に残業時間即ち居残時間について見ると長いになると五時間といふものもあるが最も多いのは二時間で其總平均は二時間一三分となつてゐる。

種別	一時間	二時間	三時間	四時間	五時間	平均	計	全工場数	割合
官營	二	二	一	一	一	一・四六	五	七	七・一
民營	四	六	七	四	四	二・二五	七	一〇	五・八
A	一	二	一	一	二	一・三〇	七	一	三・七
B	一	二	一	一	一	一・〇六	四	二	三・七
C	一	一	一	一	一	一・〇〇	三	三	六・二
D	一	一	一	一	一	一・四八	五	七	六・二
合計	一六	一八	一八	一四	一四	二・二三	三二	二六	五・九

即ち右に依ると残業時間は官營よりも民營の方が二七分も長いし更に之を業態別に見ると繊維及雑工業の二時間三〇分を第一とし之に次いで特種機械化學の順で飲食物工業になると餘程減じて一時間四八分になつてゐる。

又残業をなす工場と之をなさざる工場との割合について見ると官私營別では官營工場業態別では雑と云ふ風な順序で夫々高率を示し其全工場に對する残業工場の割合になると五割九分となつてゐる。之を要するに割合の高いものほど平均居残時間が短くなつてゐるのは注目し値する所では一般の景氣から云ふと残業までするに及ばない業態にあつて特に之をなすのは餘程特種の事情により忙しい工場である關係上勢ひ其居残時間が長くなるものと解したい。

四 公休日

便宜上公休日を普通及特別公休日の二つに分つて觀察することとする。茲にいふ普通公休日とは朔日十五日又は第一第三日曜日と云ふが如く毎月定期に或は仕事の都合上適宜に休業することを指し特別公休日とは一ケ年を通じ大祭日年末年始春秋二季の運動會又は稻荷祭等に休業するのを云ふのであるが今前者のみに就いて見ると次の通りである。

A 普通公休日

種別	一日	二日	三日	四日	計	平均
官營	1				1	0.25
民營	1		2		3	0.75
A	1				1	0.25
B		1			1	0.25
C			1		1	0.25
D				1	1	0.25
E	1				1	0.25
F		1			1	0.25
合計	1	1	2	1	5	1.25

即ち右に依ると官營工場では一ヶ月四日といふもの最も多く其平均は三日七分となつてゐるが民營では二日四日と云ふ順次に多く一日又は三日と云ふのは各一つで其平均は二日八分であるからどうしても規律正しい官營はかういふ點には勝つてゐると云はねばならぬ。

次に業態別に見ると纖維では四日二日と云ふ順に多くて其平均は三日一分となつてゐるから他の平均に比べて決して少ないとは云へまいが最も安い賃銀で多数の女工を最も長く働かす此種工場中たゞの一つではあるが一ヶ月一日の公休を與へてゐる向があるのは實に言語同斷と云ふの外はあるまい次に機械について見るとこれは二日四日の二様だけで其平均は三日二分となつてゐるから各業態別平均

の最上位を占めてゐる譯で此點からするも此種業態は他よりも進歩してゐることが知られる。

他業態の平均公休日數について見ると飲食物と雜工業とは各三日で化學は二日三分特種が最も劣つて二日となつてゐて總平均は二日九分となつてゐるが之は一ヶ月の平均公休日數であるから一年間に於ける本市工場労働者の普通公休日數は約三五日となるわけである。

然らば之等の普通公休日の振當てはどんなになつてゐるであらうか今之を九二の工場に於ける實際に就いて見るに二日の公休を給するものにあつては第一及第三日曜日とせるもの最も多く四日を給するものにあつては毎日曜日とせるものが最も多いのであつて之を表示すると次の如くである。

A 二日を給するもの……五二工場		B 四日を給するもの……四五工場		C 三日を給するもの……一工場	
イ	第一及第三日曜日に給與するもの	イ	毎日曜日に給與するもの	イ	第一工場
ロ	朔日及一五日に給與するもの	ロ	仕事の都合上適宜給與するもの	ロ	二四工場
ハ	仕事の都合上適宜給與するもの	ハ	仕事の都合上適宜給與するもの	ハ	一四工場
ニ	日曜日朔日一五日以外の定日を給するもの	ニ	四回の半休を給與するもの	ニ	八工場
ホ	四回の半休を給與するもの	ホ	三九工場	ホ	五工場
		ヘ	六工場	ヘ	一工場
		ニ	一工場種		

B 特別公休日

次に特別公休日について見ると左表に示す如く官營工場では一ヶ年を通じ八日の公休を給してゐる

第五章 雇傭関係の内容

向が殆ど全部で民営になると八日七日六日の順序に多い更に業態について云ふと繊維機械及飲食物工業では八日六日化学特種及雜工業では七日八日が最も多いのである。

種別	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	一〇日	十一日	計	平均
官營	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	1.0
民營	4	4	2	3	6	8	9	2	2	45	4.5
A	2	2	1	4	6	6	9	2	2	44	4.4
B	2	2	1	4	6	6	9	2	2	44	4.4
C	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	0.9
D	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	0.9
E	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	0.9
F	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	0.9
合計	10	10	7	12	21	27	21	7	7	142	14.2

即ち右によるも官營工場の特別公休平均日数は民間工場のそれよりも高く七七日七分を示してゐる。業態別では飲食物化学の平均日数が最も高く七七日八分及七日六分となつて居り機械特種及雜工業の平均日数は悉く七日二分纖維工業は最も低く六日四分となつてゐるがこれ等も亦考へねばならぬ問題であつて總平均は七日二分となつてゐる。

茲に注意すべきは上述する如く普通公休日になると之を給しない向は一五六工場中たゞの一つもないのに反し特別公休日になると民間工場一四九中一四四工場が之を給してゐる丈で残り五工場は全

然之を認めてゐないことであつてこの五工場を業態別に見ると繊維一機械三化学一と云ふことになるのである。

こゝで又例に依つてどんな風にこの特別公休日が定めてあるかを九二工場の実際に見ると次の如く年始年末に之を給するもの最も多く之に次いで氏神祭其他神佛祭に之を與へるものである。

種別	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	計	平均
A 大祭祝日	1	2	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	2.0
B 春秋運動會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	2.0
C 氏神祭	1	2	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	2.0
D 工場紀念日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	2.0
E 年末に給するもの	1	2	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	2.0

第五章 雇傭関係の内容

第五章 雇傭關係の内容

種別	普通	特別	合計	F 年始に給するもの……………五〇工場		G 不定日に給するもの……………四工場	
				イ	ロ	イ	ロ
官營	四四日四分	七日七分	五二日一分	一日を給するもの	二日を給するもの	一日を給するもの	二日を給するもの
民營	三三六分	七日二分	四〇日八分	三日を給するもの	四日を給するもの	四日乃至七日を給するもの	七日以上を給するもの
A	三七二分	六日四分	四三日六分	四日を給するもの	五日を給するもの	五日工場	二五工場
B	三八日四分	七日二分	四五日六分	五日を給するもの	六日を給するもの	六日工場	一六工場
C	二七日六分	七日六分	三五日二分	六日を給するもの	七日を給するもの	七日工場	二工場
D	三六日分	七日八分	四三日八分	七日を給するもの	八日を給するもの	八日工場	一工場
E	二四日分	七日二分	三一日二分	八日を給するもの	九日を給するもの	九日工場	一工場
F	三六日分	七日二分	四三日二分	九日を給するもの	十日を給するもの	十日工場	一工場
平均	三四日八分	七日二分	四二日二分	十日を給するもの	十一日を給するもの	十一日工場	二工場

備考 普通公休日数は一ヶ月平均に一二を乗じたものなり

然らばこゝで本市労働者には一ヶ年を通じ平均何日の公休日が與へられてゐるかに就いて見ると次表の如くである。

第五章 雇傭關係の内容

種別	實收一日平均賃銀		労働日數	年收
	男	女		
A	一・一七〇	一・一四〇	三六五—四三	五四七・四〇
B	一・二六〇	一・二五〇	三六五—四五	三六七・〇八
C	一・〇一三	一・〇一三	三六五—三五	四〇〇・〇〇
D	一・〇九三	一・〇七三	三六五—四三	八三・〇〇

即ち右によると官營工場では一ヶ年に平均五二日餘の公休が與へられ民間工場では四〇日餘の公休がある譯だから官私では一ヶ年に一二日の差があることになるし又業態別に云ふと機械の四五日六分を最高に特種の三一日二分を最低として平均四二日となつてゐる。

仍でもし一日の缺勤一回の早退もしないで出勤するものと假定せば各業態工業の労働者の一年間に於ける労働日數は三六五日より夫々公休全日數を控除したものであるから之を各業態の實收一日平均賃銀に乗すると其積は即ち各業態労働者の年收に當るのであるがまだこの外に年末賞與其他の收入があるし其上次に述べるが如く公休日について日給の全額又は半額を與へる向もあるからこの積以上の年收がある筈であるが一年皆勤の如きは容易に想像の出來ぬことであるから事實に於いてはこの積の四分の三即ち二割五歩減見當のものであらうが兎に角本市工場労働者の稼ぎ得可き可能性のある年收を最少限度に於いて推測すると次の如くなるのである。

第五章 雇傭関係の内容

種別	賞收一日平均賃銀	労働日数	年 收
E 女	二・二五九	三六五・三一	八六五・〇六
F 女	二・二四七	三六五・四三	四一四・一六
官 女	一・七八	三六五・五二	七九五・三四
私 女	一・〇八八	三六五・五二	五七三・一四
男	二・二六五	三六五・四〇	三八八・四四
女	二・六七五	三六五・四〇	三三一・七八
男	二・七四四	三六五・四二	五八二・七五
女	二・七四四	三六五・四二	七三二・二五
總平均			五七四・九五

即ち右によると一人の年收高は矢張日給の高いものが多くて男工では特種の八六五圓機械の八三二圓女工では雜の五七三圓が目立つやうだし官營と民營では民營の方が男女共通によい。平均年收についていふと男工は七二三圓女工は五七四圓になつてゐるから月收になると男六〇圓餘女四八圓弱に當るのであつてこれだけ儲けるには職工は一日八時間四二分乃至十時間の正味労働に服さねばならぬ。してこの僅少な収入で平均五人の家族を養はねばならぬのであるがそれにしては餘りに世智辛い世の中であり餘りに少ない収入ではあるまいか。

C 公休日の給料

序に公休日に於ける給料について見ると日給の全額或は半額と云ふ風に兎に角之を支給してゐる向

は一五六工場中僅に二二で他の一三四工場では全然給與してゐないのであつて之を表示すると次の如くである。

工場番號	全 額	減 額
A 一三	全額を支給す但し臨時雇はこの限にあらず	臨時雇には半額を支給す
二四	全額を支給す	
三七	同上	
B 五三	同上	
六六	同上	
七二	同上	
七九	同上	
C 八四	同上	
九三	同上	
一一三	同上	
D 一七	同上	
一九	同上	
二〇	同上	
E 二一	同上	
二二	半額乃至全額を支給す	半額乃至全額を支給す
二三	全額を支給す	
三四	同上	
三五	同上	

第五章 雇傭関係の内容

工場番號	全額	減額
F 一三七	同上	
一四〇	同上	
一四六	半額乃至全額を支給す	半額乃至全額を支給す
一四九	半額乃至全額を支給す	同上
官 二	半額を支給す	

即ち右によると全額を支給するもの一八工場日給一日分の半額を支給するもの一工場資格に依り日給の半額乃至全額を與へるもの三工場計二二工場になつて居り更に之を業態別に見ると繊維工場三八の中三工場機械工場四七の中五工場化學工場三四の中三工場飲食物工場七の中三特種工場一〇の中一工場雜工場二〇の中七工場だけが日給の全額又は半額を支給することになつてゐるから割合からいふと飲食物及雜工業がよいことになつてゐるが之はこの二工業とも最近に發達したのが多い關係上新しい制度を試みてゐるものと見るべきで他の業態になると公休日に給料を支給してゐる向はわづかに一割内外で全體からいふと之を支給するものは全工場の約一割四分に當つてゐるのである。

公休日に賃銀を與ふることは役員と同様の待遇を爲すもので社會上大なる改善であるが労働者の勤続歩合が高まり役員と同様となるにあらざれば汎く此制度の實行は望まれないのである。

第六節 扶助手當

職工の扶助はわが國に於いては之を工場法中に規定してゐるのであるが是れ實は工場關係を離れて重大なる社會問題の一つとして取扱はるべきものである。わが工場法の規定に依れば職工自己の重大なる過失に因らざる業務上の負傷疾病死亡に對しては工場主は本人又は其遺族を扶助すべきことを定めて居るがこの現行工場法の規定は十全とは云へない即ち工場法の保護を受けるものは業務上の疾病負傷に限られ業務に因らざる場合の負傷疾病に對しては工場法は何等關係してゐないことなども其一つで之を要するに工場主の義務があまりに狭きに失する嫌があり此缺點あるが爲めに近時労働保險法が實施せられて扶助制度に代らんとしつゝあるのは誠に當を得てゐる。

職工が負傷疾病に罹るのは工場主側の過失のためか職工自身の不注意のためか或は不可抗力に因るかこの三者の一を出でないものであるとして上記三場合中工場法の保護を受けるのは職工に重大な過失のない場合で而かもそれが業務上生じたものに限られるから其保護の範圍は極めて狭小なものであり又その保護せらるゝ扶助の割合も労働者の生活費及治療費としては甚だ不充分なもので業務上の負傷疾病に依り不治の難症に罹り或は不具廢疾となり労働不能に陥つた場合には忽ち路頭に迷ふの窮狀に沈淪しなければならぬのである。勿論工場法は扶助の最低限を示したもので實際工場主の扶助は夫れ以上であるべき筈で今扶助の實際を業務に因る負傷疾病死亡の場合と業務に因らざる負傷疾病死亡の場合とに分類して觀察すると夫々次の如くである。

一 業務に因る場合

A 治療及療養費支給

治療及療養費の支給は工場法施行令に明定されてゐる關係上各工場共之が規定あるべき筈であるが事實に於いては決してさうでなくて之が規定ある向は次の如く一四九の調査全工場中一四四工場で残り五工場は之が規定を欠いてゐるのである。尤もこの五工場とても全然支給しないといふ譯でなくて工場法及施行規則の程度に由り法の範圍に於いて實行する積りなるべきもかゝる規定は法律に暗い職工にも直様わかるやうな方法で明定して置くべきで實際について見るも特別の規則を設けた工場は法律の命令以上の扶助を行ふ場合多きに反しこれ無き工場の扶助は思はしくないのであつて見れば明定の必要はそこにもある。

以下各表に於いて規定せずとあるは上の如く成文を欠ぐか又は他の規則中に規定するも職工規則中に規定せざるものを指すものである。参考(工場法施行令第五條)

B 休業扶助料

こゝで療養のため勞務に服することの出來ない職工はその病氣療養中幾何の賃銀を支給されてゐるかについて見ると次の如くである。

扶助日給額	休業期間三ヶ月まで	休業三ヶ月以上に及ぶ時扶助額減少するもの	恢復まで初額を支給するもの
日給の二分の一	一一五	一一〇	五
日給の二分の一乃至全額	一	一	一
日給の二分の一乃至二日半	二	二	二
日給の四分の三	四	四	四
日給の三分の二	二	二	二
日給の五分の四	四	三	三
日給の十分の七	三	三	三
全額	一三	二	一
規定なきもの	五	一	六
計	一四九	一二五	一一

即ち右によると休業三ヶ月以内に對して日給二分の一を給するもの一一五全額を給するもの一三が先づ多い方で四分の三又は三分の二又は十分の七などに減額する向も各工場を通じて三、四ヶ所宛あるが最も漠然と規定してゐるのは半日乃至二日半としてゐるものでこの工場が二つまでである。

休業三ヶ月以上に及ぶ日給の二分の一或は三分の一或は五分の三に減するものは一三三工場で其中日給の三分の一に減するもの最も多くて一二五工場あり而かも其中一一〇工場までは三ヶ月以内の場合に於いて日給の半日分を支持する工場である。

次に恢復するまで初給額と同額を支給する向は計一一工場で其中五工場は初給額半日分を給與して

第五章 雇傭關係の内容

ゐるものであり他の六工場は初給額一日分を支給するものでこれなどは餘程行届いた工場と謂はねばならぬ。

更に業態別休業扶助料について云ふと次の如くである。

A

扶助日給額	休業期間 ヶ月まで	休業三ヶ月以上に及ぶ時扶助額減少するもの 二分一に減ずるもの	二分一に減 ずるもの	三分一に減 ずるもの	五分三に減 ずるもの	恢復まで初 額を支給す るもの
日給の二分の一	二五					
日給の四分の三	一一					
日給の三分の二	一一					
日給の全額乃至二分の一	一五					
日給の全額	一三					
日給の十分の七	三一					
規定なきもの	三八					
計						
日給の二分の一 全額	三三					
日給の二分の一乃至二日半	二二					
日給の五分の四	二三					
日給の四分の三	二二					
計						

B

日給の三分の二
規定なきもの

C

日給の二分の一
日給の全額
日給の五分の四

D

日給の二分の一

E

日給の二分の一

F

日給の二分の一
日給の全額
規定なきもの

第五章 雇傭關係の内容

計	一九							
日給の二分の一 日給の全額	一二							
規定なきもの	三四							
計	四四							
日給の二分の一	四四							
計	一〇〇							
日給の二分の一	一一							
計	一四							
日給の二分の一	一二							
日給の全額	一二							
日給の五分の四	一一							
計	三三							
日給の三分の二	四四							
規定なきもの	一一							
計	三九							
日給の二分の一	三二							
日給の全額	三三							
日給の五分の四	一一							
日給の四分の三	一一							
計	八八							
日給の二分の一	八八							
計	一四							
日給の二分の一	一二							
日給の全額	一二							
規定なきもの	三四							
計	一四							
日給の二分の一	一二							
日給の全額	一二							
規定なきもの	三四							
計	二二							

右に依ると休業三ヶ月以内の場合に日給の半額を給するものでは繊維工業で二五機械三三化学三一
 飲食物四特種一〇雑一二であるから數に於いては機械工業全數に對する割合に於いては化学工業が第
 一になつてゐる。四分の三を給するものでは繊維及機械工業に夫々二工場三分の二を給するものでは
 同じく上記二工業に各一工場全額を給するものでは繊維の五工場を筆頭に雑の四機械及化学の二工場
 と云ふ有様で全工場の約八割は半給制によつてゐるのである。

更に休業三ヶ月以上に及ぶ場合について見ると各業態共三分の一に減するもの最も多く初給額の全
 額を與へるもの、中その初給額が一日分の給料で従つて快癒するまで日給の全額を受けるものは雑及
 化学工業が二工場で繊維及機械では夫々一工場となつてゐるから割合に於いては雑工業が第一を占め
 てゐる譯である。参考(工場法施行令第六條)

C 一時扶助料

工場法では療養開始後三ヶ年を経過するも治癒しない時は工場主は賃銀一七〇日分以上の一時金を
 出して扶助を打切ることが出来ることになつてゐる之を各工場の實際について見ると次の如くであ
 る。

業態別	分日〇七一	分日〇七一 分日〇〇二	分日〇七一 分日〇〇四	分日〇五一 分日〇〇三	分日〇八一 分日〇五七	分日〇〇二	分日〇〇二 分日〇〇六	分日〇五四 分日〇〇八	定	適	規の	計
業態別												
計												

即ち右によると最低限度の一七〇日分を支給してゐる向が一四九工場中一二五といふ多數を占めて
 ゐる。一八〇日分乃至三〇〇日分二〇〇日分乃至六〇〇日分といふのが夫々三工場八〇日分乃至四五
 〇日分一七〇日分乃至四〇〇日分又一五〇日分乃至三〇〇日分といふのが夫々一工場となつてゐるが
 この乃至といふのは至つて曖昧な而かも工場主側にとつては重寶な文字であつて實際の支給額になら
 ず何日も最低限の日給が與へられるのである。参考(工場法施行令第十四條)

D 障害扶助料

こゝでこの障害扶助料を終身自用を辨すること能はざる場合終身勞務に服すること能はざる場合従
 來の業務に服すること能はず或は健康舊に復せず又は女子の外貌に醜痕を残したる場合及身體を傷害
 し舊に復せずと雖も引續き従來の業務に服することを得る場合の四場合について夫々觀察すると次の
 如くである。

第五章 雇傭関係の内容

イ 終身自由を辨すること能はざる場合

障害の甚だしいのになると両手兩足或は兩眼を失つて終身人手を借りねば生きられないものがある。さて之等障害のため終世自用を辨する能はざるものに對する支給額は幾何程になつてゐるか云ふに工場法では一七〇日分以上となつてゐるが實際に於いては次の如くである。

業種別	A	B	C	D	E	F	計
分日〇七一	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇七一	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇〇二	一	一	一	一	一	一	一
分日〇七一	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇二四	二	二	二	二	二	二	二
分日〇七一	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇〇五	一	一	一	一	一	一	一
分日〇八一	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇五四	一	一	一	一	一	一	一
分日〇〇二	五	五	五	五	五	五	二六
分日〇〇二	一	一	一	一	一	一	一
分日〇〇三	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇五二	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇五二	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇〇六	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇〇三	三	三	三	三	三	三	二六
至日〇〇六	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇〇三	三	三	三	三	三	三	二六
分日〇二八	五	五	五	五	五	五	二六
分日〇〇九	一	一	一	一	一	一	一
宜 適	一	一	一	一	一	一	一
もきな定規の	五	三	一	一	一	一	一
計	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

即ち右に依るとかく死から辛じて免れたといふ風な重大な障害を受けたものに對しても工場法規定の最低額である一七〇日の日給を與へて追拂ふ工場が一四九中一一六といふ多數を占めてゐるから日給額を假に二圓乃至三圓とすると彼等の多くは其一七〇日即ち三四〇圓乃至五一〇圓といふ僅少の金で残る半生とを其家族を支持せねばならぬのである。

第五章 雇傭関係の内容

参考(工場法施行令第七條)

業種別	A	B	C	D	E	F	計
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇八一	一	一	一	一	一	一	一
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五二	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇六三	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇〇四	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五四	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇七一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇七一	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇五二	二	二	二	二	二	二	二九
分日〇〇二	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇〇二	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇〇四	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇五二	三	三	三	三	三	三	二九
至日〇五四	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇五二	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇二六	三	三	三	三	三	三	二九
分日〇五七	一	一	一	一	一	一	一
宜 適	一	一	一	一	一	一	一
もきな定規の	五	三	一	一	一	一	一
計	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九

この世智辛い世の中に生きて行くには撫をなめても一人一年の生活費は二〇〇圓はかゝらうものをさりとは惨めな扶助額である。参考(工場法施行令第七條)

ロ 終身勞務に服すること能はざる場合

人手を借らないまでも終身勞働に服することの出来ない人の坐食料として工場法は賃銀一五〇日分以上を支給すべきことを規定してゐるのであるが實際は次の通り規定の最少限の一五〇日分を支給してゐる向が一四九工場中一一九もあるに反し一五〇日分以上を支給してゐるものでは一七〇日分を給與するもの特種工業に四工場一五〇日分乃至四五〇分を給するもの機械工業に二工場といふ寥々たる有様でどこまでも抜目のないのは工場主である。

ハ 従來の業務に服する能はざる場合健康舊に復せざる場合
又は女子の外貌に醜痕を残したる場合

障害のため全然勞働に耐へないといふのではないが従來の勞働に服することの出来ない場合たとへば鉸鋸工が傷害を被つたため依然鉸鋸作業に従事することが出来なくなつた爲め已むなく他のそれよりも下級で割の悪い勞働に服して其工場に踏留るか或は他の職に就かねばならぬ場合とか又は健康がどうしても舊に復せず従つて勞働らしい勞働も出来ない場合とか又は容貌を命とする女子が外貌に醜痕を残しその爲め一生嫁入りも出来ぬ場合などに於ける扶助料については工場法では賃銀一〇〇日分以上と規定してあるが各工場の實際支給額について見ると一四九工場中一二一までは例によつて最低額の一〇〇日分と規定し一五〇日分乃至二五〇日分又は一五〇日分乃至四五〇日分とせる向は僅に三工場づゝでこの點からすると半身不隨の者も半病人も或は二目と見られぬ醜女となつた妙齡婦人も二〇〇圓をこゝの端金で工場を追はれる譯である。

業種別	A	B	C	計
分日〇〇一	三	三	三	九
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇二	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇四二	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五二	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五四	一	一	一	三
適	一	一	一	三
規	一	一	一	三
計	三	三	三	九

業種別	A	B	C	計
分日〇〇一	三	三	三	九
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇二	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇二一	一	一	一	三
分日〇四二	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五二	一	一	一	三
分日〇五一	一	一	一	三
分日〇五四	一	一	一	三
適	一	一	一	三
規	一	一	一	三
計	三	三	三	九

参考(工場法施行令第七條)

ニ 身體を障害し舊に復せずと雖も従來の業務に服することを得る場合

右の場合に就いて見ると工場法では三〇日分以上を支給すべきことを規定してゐるのであるが工場の實支給額ではこれ亦三〇日ばかりといふのが多くて一四九工場中一二二までは夫れである。

三〇日分乃至一〇〇日分としてゐるのが八工場で之に次ぎ其中機械工業は三織維工業は四工場になつてゐるがこれ亦例の乃至で一向當てにならないから結局一生瘻の填補額は三〇〇圓以内の少額となるのである。

業種別	A	B	C	計
分日〇〇三	三	三	三	九
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇五	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇七	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇九	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇一	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇三	一	一	一	三
分日〇〇五	一	一	一	三
分日〇〇五	一	一	一	三
分日〇〇五	一	一	一	三
分日〇〇六	一	一	一	三
分日〇〇五	一	一	一	三
適	一	一	一	三
規	一	一	一	三
計	三	三	三	九

業態別	D	E	F	計
分日〇三	三	四	〇	四
分日〇三				
分日〇五				
分日〇三				
分日〇七				
分日〇三				
分日〇九				
分日〇三				
分日〇一				
分日五三				
分日〇三二				
分日〇五				
分日〇五				
分日〇五一				
分日〇六				
分日〇五一				
適				
規				
定				
の				
も				
き				
な				
計	一	九	〇	四

参考(工場法施行令第七條)

E 遺族扶助料

工場法では職工死亡したる時はその遺族に對し賃銀一七〇日分以上を支給すべきことを明定してゐるが之を工場の實際に就いて見ると左の通りである。

業態別	A	B	C	D	E	F	計
分日〇七一	五	四	三	三	三	三	二八
分日〇七一							
分日〇五二							
分日〇七一							
分日五二四							
分日〇七一							
分日〇〇五							
分日〇八一							
分日〇八一							
分日〇五四							
分日〇〇二							
分日〇〇三							
分日〇〇二							
分日〇〇六							
分日〇五二							
分日〇〇三							
分日〇〇六							
分日〇〇三							
分日〇〇九							
分日〇〇三							
分日〇〇六							
分日〇〇九							
適							
規							
定							
の							
も							
き							
な							
計	〇	四	三	四	三	三	二〇

即ち右によると一七〇日分といふのが一四九工場中一一八で第一を占め二〇〇日分乃至三〇〇日分又は六〇〇日分が夫々二工場三〇〇日分乃至六〇〇日分又は九〇〇日分といふのが夫々二工場で二五〇日分といふのが特種工業だけに四工場ある。

一工場だけではあるが最高の九〇〇日分を支給するものが雑工業の一つあるがこれとても遺族の受くべき扶助額は二、〇〇〇圓内外であるから他工場のそれは推して知るべきである。

参考(工場法施行令第八條)

B 葬祭扶助料

遺族で葬祭を行ふものには一〇圓以上の葬祭料を支給すべきことを工場法は命じてゐるが實際の支給額は次の如く規定の最少限を支給してゐるものが最大多数の一七で三〇圓を支給するものが化学工業に二繊維及雑工業に夫々一工場一〇圓以上三〇圓又は五〇圓及二〇圓又は三〇圓以上五〇圓が夫々三工場で最高五〇圓を支給するものが特種工業に二つある。

之を要するに一〇圓から五〇圓まで、適宜支給するのが各工場の普通でどの工場とも五〇圓を出るものはないのであるからほんの辛じて野邊の送りをする位のものであらう。

業種別	A	B	C	D	E	F	計
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

参考(工場法施行令第九條)

以上述ぶる如くわが國の扶助制度はどの點から見ても未だ以つて十分なりとは云ひ難いのであるが之を歐米の勞働保險法以前の扶助又は賠償制度に比べると少しは勝つてゐるのである即ち歐米に於いては業務のため疾病に罹ることは殆ど有り得ず又果して業務のためなりや否やは醫者も判断し得ないのを常とするといふ見地から英國が工場病と稱する中毒性の二、三の場合を賠償する外各國共我國の如く業務の執行中に病氣が起れば當然雇主に責任あるが如く取扱ふ國はないのであつて之は我國雇主及政府が國際會議に於いても日本の特長美點として誇示した所であるがそれはさておき業務上の負傷は損害賠償の意にて雇主に責任ありとする事は事理に合するも疾病は人間として免れ難い所で業務のために復痛し業務のために風邪するといふが如きは無意味である而かも斯くの如き疾病に就いても一

々雇主に依頼して其扶助を乞ふことは獨立人格者たる勞働者の體面に關することであり之に依頼するの精神が勞働者の間に存する間は主従主義や温情主義を自認することゝもなるから扶助制度の缺點を補ふのには如何しても現に歐米が採つてゐるが如き勞働保險制度を採らねばならぬ。さうすれば業務の執行に原因するを問はず又工場内に起ると工場外に起るとを問はず疾病負傷について雇主も勞働者も保險料を負擔し國家も一部を補助するから救済は一層充分となり勞働者も立派に人格を保つことが出来るのである。

二 業務に因らざる場合

以上は業務による負傷疾病死亡の場合に於ける扶助額を示したものであるが業務に因らざる負傷疾病死亡の場合について見ると法律がこの場合には扶助料を支給すべきことを命じてゐないだけに之を支給してゐる向は一四九工場中僅に一〇工場で而かもその工場が繊維工業に限られてゐるといふ心細い有様である。

工場番號 扶助の場合

扶助の方法及扶助額

イ 工場療院に於いて診察を受けしめ薬價診料其他社給但療養期間を三ヶ月とし以後缺勤療養三日を
 超ゆる時四日目より日給の百分の一〇乃至百分の六〇支給
 入院者轉地療養者歸宅療養者流行病隔離者受命豫防注射休養者等は當日より日給の百分の一〇乃至百分の六

病氣又は負傷

ロ

第五章 雇傭關係の内容
工場番號 扶助の場合 扶助の方法及扶助額

- 一 死
 - 亡 〔香華料二〇圓乃至四〇圓
弔慰料一五圓乃至一〇〇圓〕
 - 〔有夫の女工分妣により勞務に服する能はざる時保費料として日給の二分の一を支給す但與期間を給し三週間とす
内縁の妻は會社に於いて適當と認めたる時前項適用〕
- 二 〔病氣又は負傷
會社の病院又は療養所に於いて治療せしむ
診療料藥價社給〕
- 〔病氣又は負傷
療養中社費を以つて施療に必要な官費支給。勞務に服する能はざる時日給の二分の一、三ヶ月以後は三分の一〕

- 三 死
 - 亡 〔遺族扶助料日給一七〇日分以上
葬祭料金一〇圓以上〕
 - 〔産後五週間は就業せしめず但二週間を経過し醫師支障なしと認むる業務に就かしむる場合は此限に非ず〕
- 四 〔一に同じ〕

八 〔病氣又は負傷 工場醫にかゝりたる時に限り醫藥料社給
一〇〔一に同じ〕 〔一に同じ〕

一〇 〔一に同じ〕 〔一に同じ〕

一二 〔病氣又は負傷 實費を給して治療せしむ
社費を以つて療養せしむ七日以上に及び時は八日より日給の百分の三〇乃至百分の八〇、一〇〇日以
上に及ぶ時は支給打切〕

一三 分 〔金參圓救濟料として支給
保費料として日給の二分の一支給
一八〔一に同じ〕 〔一に同じ〕

二〇〔武 亡 〔弔慰料日給一〇日分乃至五〇日分
葬祭料金三圓乃至一〇圓〕

茲で右に掲げた種々の表を綜合して見ると工場法施行令の定めた最低限度に止まるか又は最低限度

のみを定めて最高限度を掲げない甚だ漠然たる規定を設けて適用を自在にし去らんとするものがあるかと思へば適々扶助の最高限度を定むるものも最低限度との間隔あまりに遠くその最高限度を定めたことは有名無實に過ぎず實際に支給する扶助額は最低限に近いものがあるなど實に嘆すべき點が少なくないのである。

業務上生じたる災害疾病については假令それが既述した如く甚だ低率なものとはいへ兎に角扶助の方法が設けられてあるに拘らず業務に依らざる場合の病傷には何等救濟の道を講じてゐないものが大工場中にも多く之を設けてゐる向でも其額は極めて少ないなどを要するに業務によると依らざることを問はず扶助額に關する規定は甚だ不完全なもので次に掲げる最近各工場に於ける扶助實況は之を證明して餘りあるのであるが扶助制度を一層完全のものとするは甚が困難であり特に業務に關係なき罹災につき總て雇主に依頼せんごすることは不能であるのみならず獨立の勞働者の面目にも關することであるから上述した如く一日も早く勞働者保險の制度を實施して其疾病災害に備へるの必要がある。

種別	負傷者		罹病者		死亡者		合計	
	員數	金額 壹人當り	員數	金額 壹人當り	員數	金額 壹人當り	員數	金額 壹人當り
治療費	一九、九三二	二六、四五五・八	一、六六三	五、四三六	三	三八三	二一、六〇〇	三二、〇八六
休業手當	一、五〇〇	五、六〇〇・〇	四、九七九	一、九〇五・九	三	三、八三三	六、五〇〇	二〇、七四一・九
	三、三三二	三二、〇五五・八	六、六四二	二、六四一・九	六	四、一六六	二一、六〇〇	五、九三〇
			一、六六三	二、六四一・九	三	三、八三三	二、一六六	三、七〇五
			六、〇〇九	一、七〇八・八	三	一、七〇八・八	二、一六六	二、一六六
			一、六六三	二、六四一・九	三	三、八三三	六、〇〇九	一、七〇八・八

第五章 雇傭関係の内容

種別	負傷者		罹病者		死亡者		合計
	員数	金額 壹人當り	員数	金額 壹人當り	員数	金額 壹人當り	
一時扶助料	二八	三、〇六・七五	三二	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	六二
障害扶助料	一八	一、六二・四三	一	〇・〇〇	一	〇・〇〇	二〇
遺族扶助料	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	三
葬式料又は弔慰金	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	三
妊産又は分娩に對する扶助金	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	三
歸國旅費	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	三
其他	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	一	一、〇〇・〇〇	三
合計	六二	一、〇〇・〇〇	六二	一、〇〇・〇〇	六二	一、〇〇・〇〇	一八六

備考 各欄の右は業務上生じたものに對する扶助にして左は業務に依らざるものに對する扶助である(以下之に倣ふ)

即ち右によると各種扶助料一人當り支給金額は夫々次の如くである。

治療費	五・九七錢	休業扶助料	一・一九四錢
一時扶助料	九七・二七錢	障害扶助料	八・七一錢
遺族扶助料	三・八一三錢	葬式料	一・〇〇錢
其他	三・八一三錢	歸國旅費	一・〇〇錢
合計	一〇七・〇五五錢	合計	一〇七・〇五五錢

第五章 雇傭関係の内容

分給扶助料	七・一五錢	歸國旅費	一・三・九四錢
其他	七・八六錢	合計	七・五五錢
合計	一五・〇一錢		

更に之を業態別に見ると一人當りの扶助金額は次の如くである。

A	二・六二錢
B	三・七三錢
C	九・七四錢
D	二九・五二錢
E	八・一〇錢
F	七・三四錢

之を要するに一人當り各種扶助料の支給額といひ或は工業別一人當り扶助料の給與額といひ何れも豫期以上の少額で曩に扶助料給與規定の不完全にして其規定額が法定額の最低限度に置かれてあるもの、多かつたのに驚いたわれは更にここでより大きなおどろきを重ねる譯であつてかゝる少額の扶助料によつて其半生を養ひ或は其家族の生計を支持せしめんとするは丁度倒れかゝつた大木を箸で支へるやうなものでその無慈悲にして非常識なるまた言を須ひずである。参考(労働調査報第十三號)

第七節 雇傭期間

雇傭期間について見ると職工雇入の際豫め之を定めてゐる向は一五六の全工場中僅か三三で而かも

その中三工場だけは別段期間を定めず停年制を設けて之に代らしてゐる。之に反し全然之が規定を缺ぐものは一二三工場といふ多數に上つてゐるのであつてこの點からいふも今日の工場労働は永續的従的徒弟的隷屬關係でなくして對等者の賣買關係であるから條件の有利なる方へ轉々として移動することは商品市場の取引の相手の一定せず條件次第で其時々に取引相手が決定するのと同じだといひ得るのである。

まづ官營工場に於ける雇傭期間について見ると七工場中之を定めてゐない向は三工場で他の四工場は次の如く停年制を設けて期間規定に代へてゐるのである。

工場番號	期間年數	備考	工場番號	期間年數	備考
一(女)		期間は定めざるも停年制を設け男工は五五歳女工は五〇歳を以つて停年とす	五(女)		定期職工に限り男女共に三ヶ年以上の雇傭期間を定む
三(女)		臨時工は六ヶ月以内一般に男工は五五歳女工は五〇歳を以つて停年とす	七(女)		一般には定めざるも定期工に限り男女共三ヶ年の雇傭期間を定む
二(女)			四(女)		

次に民間工場について見ると雇傭期間を規定してゐるものは僅か二九工場で他の一二〇工場は之を規定してゐないことになつてゐる。

工場番號	期間年數	備考	工場番號	期間年數	備考
五(女)		徒弟契約に限り二ヶ年とす	三七(女)		一ヶ年未満の退職者に対しては已給の旅費を返済せしむ
九(女)			三八(女)		
一〇(女)			五〇(女)		
一三(女)			五三(女)		
一五(女)			五七(女)		
一六(女)			五八(女)		
一七(工)			九一(女)		
一八(女)			一〇七(女)		
一九(女)			一〇(女)		
二二(女)			一一〇(女)		
二八(女)			一三九(女)		六〇歳を停年とする外規定なし
三五(女)			一四八(女)		
三六(女)			平均(女)		

即ち右によると雇傭期間を年數で定めてゐる二八工場の平均期間年數は男女共二年九ヶ月となつてゐるがこれなどは男女を生理的に或は境遇的に分けられないもの、最なるもでの規定としては未だ以つ

て價値あるものとする譯には行かぬのである。之を要するに工場労働につき期間を定めるは上述した通り労働条件甚しく不当にして労働の苦痛の大なる時或は募集雇人に大なる費用を要せし時或は未熟練者を教育して一人前とするにつき雇主が相當の犠牲を拂ふことを要する時などで何れの場合にも労働者の方より云へば長い期間の束縛あるは決して其利益でなくて常に雇主の利益擁護となるのである。

次に期間を破つたものに對する罰則について見ると之を規定せるものは僅に一工場となつてゐるが事實に於いては決してさうでなくて種々小むつかしい内規があるのであるが労働者が約に反して逃走せる場合に制裁規定を設くるもそれは全く無効であるから通例未拂賃銀及強制貯金を押へ又は寄宿舎に於ける女工の場合には衣類を押へる等の手段によつてゐるのである。

第六章 福利施設

工場主が社會政策上の立場からその労働者の身體上精神上並に道徳上人生の各方面に留意し生活上の便宜衛生上教育上並に慰安上の便宜等を與へるために設ける施設には種々ある。今こゝでは以上の施設を福利的義務福利事業の内容及共済組合に分つて觀察することにしたのであ

るが織維工業工場以外の各種工業工場に於ける福利増進施設に就いては曩に労働調査報告第五輯を以つて詳細をつくしてゐるから茲では簡單に之を述べて前調査との比較を便することにした。

第一節 福利的義務

こゝにいふ福利的義務とは強制貯金といひ積立金といひ或は何々會への入會といふ如く職工たるが故に強制される義務をいふのであるが一面この義務の履行は職工自身にとつて何日かは福利をもたらすものであるから假に福利的義務と名づけて調査することにしたのである。

A

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
一	男工は月收の百分の 二 女工は月收の百分の 三	—	—	—	任意貯金
二	—	一ヶ月に日給一日分	—	共済會	任意貯金八分四厘の 利子にて會社に保管す
三	月收の百分の五、滿 期の際會社は各工の 貯金額を倍額として 返還す	—	—	進技會、入會金貳圓 會費毎月參拾錢	任意貯金、隨時引出 さしむ六分の利子に て會社に保管す

工場番號 第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
四	男工は月收の百分の二、女工は月收の百分の三の貯金	第二貯金として毎月工賃中より差引貯金せしむ。三年を一期として貯金高の百分の二百五十を與ふ		役付職工の男は三友會、女は部屋長會	
五	月收の五分、毎年三月末現在額に對して其一刻を奨勵金として給與す				
六				男工は青年團（青年あり）共濟會	任意貯金
八					任意貯金、郵便貯金となし之に一刻の利子を附す
九	月收の二分、利子は入分、六月及十二月に利子を元金に繰入る				
一〇	男工は月收の百分の二、女工は月收の百分の三の貯金	第二貯金として毎月工賃中より差引貯金せしむ。三年を一期として貯金高の百分の二百五十を與ふ		役付職工男は三友會、女は部屋長會	任意貯金
一二	月收の五分			寄宿舎に婦人會、男子寄宿舎に青年會あり、會費月に貳拾錢	擇善會、西天下茶屋社住宅住者を會員とし親睦修養を目的とし
一三	月收の三分、現在總額八萬五千圓	月に壹圓			

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
一四		一部の者に限り月收の一刻			任意貯金を奨勵し、月額男工は五拾錢、女工は參拾錢
一五					任意貯金
一六	保護貯金の名にて一ヶ月五拾錢乃至壹圓を貯金せしむ。年圓分の利、一月及七月に元金に繰入る			婦人會、親睦修養を目的とし、會員九二人、共濟組合	
一七	住宅にある者に限り毎月壹圓以上、利子は八朱	身許保證金及勤續手当金を以て保證積立す	身許保證金は毎月日給一日分に該當する工金額を豫托する事	共濟組合	
一八	男工は月收の百分の二、女工は月收の百分の三の貯金	第二貯金、毎月工賃中より差引貯金せしむ。三年を一期として貯金高の百分の二百五十を與ふ		役付職工男は三友會、女は部屋長會	任意貯金
一九	保信金毎月男工は貳圓、女工は壹圓			男工は弘徳俱樂部に入會し毎月會費五錢	
二〇	月收の五分、年六分の利子を附す				任意貯金
二一					
二三				相愛組合、毎月拾錢「修養會」社員を甲會員、男工を乙會員とし品性技能の發達、親睦、慰安	

工場番號	福利施設	積立金	簡易保險	入會	其他
二四	強制貯金 寄宿舎にある者は月収の一分、通勤者は三分、年八分の利子を附す			共済組合	任意貯金
二六	一ヶ月に日給の一分	一ヶ月に日給の一分			
二八				共済組合	
二九				共済組合	
三〇	一ヶ月に日給の一分				
三一	一ヶ月に日給の一分				
三二				共済組合	任意貯金
三三	月額五十銭	勤続五年以上は月収五分、七年以上は七分、十年以上は七分		久潤會(共済組合)	
三四			獎勵して現在加入者約百五十名	共済組合	任意貯金
三五	月収の二分以上		獎勵して現在加入者五十名	共済組合	
三六	月収の一分(一年後には引出す事を得)			共済組合	
三七				惟徳會(男工二十銭、女工十五銭、寄宿舎に婦人會あり會費十五銭)	任意貯金

工場番號	福利施設	積立金	簡易保險	入會	其他
三八	請負工は収入の三分の一、日給者は日給の一分、貯金高は二、六十圓以上なる時、毎一年六圓以上なる貯金高の二割に相当する獎勵金を給與す				
三九		任意積立金あり、會社保管す		共済組合	
四〇				工友會(共済組合)	協心會(親睦、共同福利の増進を目的とす)
四一				實用親和會(共済組合)	
四二	割増金四〇%以上の時は其割増金の二〇%			共済會	
四三				職工共済會	
四四				職工共済會	
四五				福徳會	
四八				親友會(共済組合)	
四九				共済組合	
五〇			任意簡易保險	職工共済會	任意貯金、銀行利率より高率にて預かる

第六章 福利施設

第六章 福利施設

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保険	入會	其他
五一	常備工にのみ行ふ一ヶ月に日給の一日分			共済組合、會費日給の半額	
五二		月收の五分給料中より差引く、日歩一錢一入厘の利(五月及十月に繰入る)			
五三			勤続五年以上の者には會社より簡保を附す	被済會(共済組合)	
五四				織心會(共済組合)	任意貯金、一ヶ月二圓乃至十圓
五六				共済組合	任意貯金、會社の保管利子六分八厘
五七		役付職工に對して一日分の積立、現在一圓五錢、六七、一五、九圓一五錢		共済組合	
五八	毎勤定ごとに収入の四分			親友會(共済部)	
五九		毎勤定日毎に支拂銀より控除して積立九分の利率乃至六十錢		親友會(會費六十錢、十錢)	
六〇	月收の二分五厘、會社の保管利子は銀行預金よりも高率、總額八千圓			共済組合	

第六章 福利施設

六三				大自會(共済組合)	任意貯金、月八分の利子にて會社保管す
六四				職工共済會	
六五				職工共済組合	
六六				善誠會(共済組合)	任意貯金、克巳預金の獎勵、月額二圓、五分の利子にて會社保管、半年毎に元金に繰入る
六七	一、普通貯蓄金は普通貸金中より控除す 五十錢は特別給付 より控除す。其月の 獎勵給率が三分五 厘を超えるときは 利率年九分六厘に 繰入る			新進會、修養團、共済部	
六八	一ヶ月に日給の一日分				
七〇				勞聖會(親睦、共同責任社會的地位の改善)會費毎月二十錢、十錢	任意貯金
七四					
七五				協親會(共済組合)	

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
七六		一ヶ月に日給の一日分、勘定日毎に支拂銀より控除して積立の剩餘金は共同受取の剩餘金(各自正積)を以て半年毎(盆)に分與す			
七八	月收の二分	毎勘定に賞收の二分		共済會	
七九	社雇待遇以上は月收の四分、三年に及ぶ時は貯金の五割六分を補給金として與ふ			共済組合	一般職工は自修會 上級職工間に工友會
八〇				共済會	
八一				親和會	
八二				伍長會相談會にして 役付職工のみ之に加 入す	
官一		在郷軍人の記念貯金 月額三十錢		報徳會、共済組合、 翼賛會(現在積立二 萬圓)	
三				共済會	
八三	一ヶ月に月收の二分				

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
八四	男工のみ一ヶ月に月收の五分	獎勵のため六月及十二月に於て貯蓄したる金高の一割を獎勵金として給與す			
八五	一ヶ月に日給の一日分			共済會	任意貯金
八六				親友會(共済組合) 會費月に十錢	任意貯金
八七				朝鮮人相互共済會 會員七十人	
八九				共済給合	
九〇	一ヶ月に月收の三分			親戚會(共済組合)	任意貯金、大正十年 現在高約壹萬圓 日清生命保險に加入 の義務あり
九一	一ヶ月に日給の一日分			職工親睦會(共済組合)	
九二				共済會	
九三	一ヶ月に日給の二分			共済會	
九四				共済會	
九五	一ヶ月賞收の一割			共済會	
九六	一ヶ月最高六圓最低壹圓、之に對して工場主より獎勵金を六ヶ月毎に金額の一ヶ月を以て一期とす)に對しては一割を給與す			父母の會	

工場番號	福利施設	積立金	簡易保險	入會	其他
一〇九	一ヶ月日給の一日分 (獎勵のため工場主は毎年十二月其年の貯金高の二割を獎勵金として給す)				
一一〇	月収參拾圓迄は拾錢 四拾圓迄は貳拾錢 五拾圓迄は六拾錢			救濟會(共濟組合)	任意貯金
一一一	一ヶ月日給の一日分 利率は貯金局の定むる所による			勞務員共濟組合	
一一三	収入の多少に應じ壹圓一壹圓五拾錢				
一一四				加入者五人	任意貯金
一一六					任意貯金
官四				共濟組合	
同五	一ヶ月日給一日分以上			共濟組合	
同六	一ヶ月に男工貳拾錢 父母兄弟死亡又は本人退職の際は返却す			共濟組合	
一一七	D				任意貯金
一一九	月収の五分			共濟組合	任意貯金

第六章 福利施設

會社より障害保險を附す

工場番號	福利施設	積立金	簡易保險	入會	其他
九七	一ヶ月拾錢				
九八	一ヶ月拾錢				
九九					
一〇〇				工友會(共濟組合)	任意貯金
一〇一				表情會	任意貯金
一〇二				共濟會	救慰會(職工の幸福となる可き事項を研究す)
一〇五				共濟組合	任意貯金
一〇六	一ヶ月の月収の五分			親友會(共濟組合)	任意積立金
一〇七	一ヶ月貳拾錢より壹圓			共濟會	任意貯金(年二割の利子を附す)
一〇八	日給參拾錢迄の者拾錢、同參拾錢一五拾錢日給の半額、同五拾錢以上、日給の十分の七				

第六章 福利施設

義務積立金は月末支拂の際支給金及特別手当の男除す
イ、當分の男除す
別手當の百分の四分
の五、女百分の三分
の特別手当金の四分

親友會員にして入會後滿一年を経過せる者に對し會社は簡易保險契約を締結し之が保險料金を支給す

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
一二〇	月收の五分一割の利子	毎日所得賃金の二〇分の一を會社に保管し、毎年二回之を元金に繰入る		共濟會	任意貯蓄一割の利子
一二一				共濟組合	
一二二					
一二三	日給七拾錢以下の者七拾錢、七拾錢以上の者壹圓			共濟組合	
一二四	常備工五拾錢以上	毎月給料の二十分の一以上を積立て郵便貯金とす			
一二五				共濟會	任意貯蓄
一二六				共濟會	
一二九				共濟會	任意貯蓄
一三〇				共濟會	
一三一	月收の一割、會社保管年八朱の利子			親交會、新會社一人加入毎に會社より五日分乃至五日分	

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
一三二	月收の五分			共濟會	
一三三	社内貯金。月收の三分			共濟組合	
一三四	一ヶ月壹圓郵便貯金とす、(拂出は任意)				
一三五	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)				
一三六	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)				
一三七	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)			友信會一ヶ月會費壹圓、拾錢	
一三八	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)			相互會(共濟組合)	
一三九	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)			共濟會	
一四〇	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)				
一四一	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)				
一四二	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)				
一四三	一ヶ月月收の五分、(三ヶ年以上勤続者には會社より貯金をしてやる)			共濟會	
一四四	銀行に預金、利子は月收の五分以上貯蓄銀行利率	優良職工に對しては、在社より積立つて五、六〇七、四七錢額			任意貯蓄拾錢以上に對しては會社にて取扱

職工の隨意になす

第六章 福利施設

工場番號	強制貯金	積立金	簡易保險	入會	其他
一四五				有隣共済組合	
一四六		月收の五分、利子は毎月積立金に繰入る	獎勵す、現在加入者三十人	共済會	任意貯金
一四八				進正會(共済組合)	任意貯金
一四九		一ヶ月日給の一日分		共済會	
官七	一ヶ月に日給の一日分			共済組合	

一 貯金及積立の義務

強制貯金及積立金は職工各自の福利的義務であると同時に他面に於いては身元保證金の性質を有するものであることは上述した所であり且つ之が詳細は已に説述しつくしてゐるからこゝでは極く簡単な説明に止めて置くことにする。

先づ強制貯金についていふと之を要求してゐる向は五九工場で全工場の約三割七分を占め其額は月收の一〇〇分の二乃至三、日給で定めてゐるものでは一日分といふのが最も普通で利子は銀行より概ね高率なもの多く所謂義務といふ感じから希望といふ感じへ移すべく努めてゐる跡がうかゞはれる。

こゝで各工場に於ける強制貯金高を明かにすることは積立金高を擧げることの必要な同じ程度に於いて必要であるが統計の不十分なため其何れをも掲げることが出来ないから府工場課の調査に係る

貯金高を示して之を補ひたいと思ふ。

業態	工場數	人員	郵便貯金	銀行預金	工場預金	合計	一人平均貯金額
A	一三	五、一七〇	二五、三六八	四、三六六	一、四九、五四四	一、六六、二八〇	三、二六
B	一七	一四、三六六	三、五八六	四、九八八	一、一〇、一〇三	一、一八、〇八〇	八、一
C	二〇	九、七三三	五、六三三	六、二二四	四、六、四六六	一、五、五三三	一、五
D	三	一、九七七	八、〇三二	五、〇〇八	一、五、八八八	一、七、九一九	九、〇
E	九	一、三三七	九、六四三	五、〇〇〇	三、三、九三三	四、〇、七七七	四、五
F	金	四、三三〇	六、八八一	一〇、〇一九	九、一〇三	一〇、〇三三	二、三
計	六六	八、九三三	二、九、七五七	一七、一、三六	三三、二、〇六八	三、七〇、九八一	四、一

右は大正一一年一二月現在に於ける府下工場法適用工場中六九六の強制貯金額及積立金額について調査したもので本調査の對象となつた工場數はこれよりずつと減じて百名以上使用工場一五六であるから勢ひその額も減すべきは想像に難くない所であるがこの一五六工場は市内外に於ける屈指の大工場のみであるから其額の如きも上掲の四分の三以下になつてゐないことも亦想像出来ないことはい。

それはさておいて預金の種類について見ると工場預金郵便預金といふ順に多く一人平均貯金額についていふと最高は何んど云つても賃銀の最も高い機械でそれについては飲食物工となつてゐるが之は比較的最近に發達した工業であるから工場主がこの邊に意を用ひてゐる結果と見られ他に比し繊維工の餘程少額なのは他國よりの出稼女工が多數なため其賃銀は主として國元へ送金するからと思はれ

る。

二 簡易保険及入會の義務

先づ簡易保険について見ると之が契約を強制してゐる向は極く少数で男工に限り之に加入することを定めてゐる向が一工場勤続五年以上の者には會社側より保険料を納めることにしてゐるものが一工場他は單に之を奨励してゐるに止り現在加入者数は僅に三二七名に過ぎず其工場数は五工場である。次の何々會への入會といふ如く入會を強ひてゐる向は九二工場で其中七八までは共濟組合への入會を強ひてゐるのである。

共濟組合についてはその詳細を以下に於いて述べるからこゝでは以上の説明に止めて置く。

之を要するに義務として種々の事柄を規定してゐる向は少いが或は金利を高くし或は賞與附の奨励法を講じ或は勧誘をこゝろみる等極力自家職工不時のために備へしめてゐる跡は十分窺れるのであつて今之等の義務履行の結果である金員が職工自身によつて如何に使はれ使ふことによつてどれ程の福利がもたらせられるかに就いていふと之を統計に示すことは共濟組合の場合を除いた外甚だ困難であるが主として結婚葬祭分娩疾病等不慮の出來事や豫期した事柄でも一時に多額の金が必要な場合に用ひられ夫々當人にとつて相當の安心と強みと嬉しさを與へて福利といふ目的を達してゐるのである。

第二節 福利事業の内容

一 内容の分類

先づ内容の分類に就いて見ると千差萬別で之を一定の項目に集めることは甚だ困難であり且つ集め得とするもただ複雑のものたるを免れないのであるがこゝでは左の通り之を七つに分類し且つ各項目を夫々細分することにしたのである。

一 住居

(イ)社宅 (ロ)寄宿 (ハ)家賃補助 (ニ)點燈料補助

二 食事

(イ)給食 (ロ)食費補助

三 廉賣

(イ)廉賣所設備 (ロ)自工場製品の特價販賣 (ハ)消費組合又は購買組合の組織

四 保健衛生

(イ)囑托醫の無料診察 (ロ)藥療費補助 (ハ)藥療費全給 (ニ)附屬病院設置
 (ホ)囑托病院の設置 (ヘ)救急函設置 (ト)醫務室の設置 (チ)無料入浴
 (リ)割引入浴券の配布 (ヌ)理髮料補助

住居	食事	販賣	保健衛生	娯樂修養	教化	給興恩典
九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八
九九	〇〇	〇一	〇二	〇三	〇四	〇五
一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六
一〇七	一〇八	一〇九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三
一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六
一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三
一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇
計	官	官	官	官	官	計
六	六	六	六	六	六	六
五	五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計
一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
計	計	計	計	計	計	計
一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 〇〇 〇一 〇二 〇三 〇四 〇五 〇六 〇七 〇八 〇九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 計

四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一

計

官三

官二

官一

C

(化學工)

業)

四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一

次に特種についていふとこれ亦保健衛生及娯樂修養施設が最も行届いて居り後者の中でや、他工業と趣を異にしてゐるのは稻荷祭初午輪祭の行事による慰安施設であるが教化施設になると甚だ振つてゐない。

更に雑について見ると娯樂修養施設が第一で之に次いで保健衛生施設であることは機械工業と趣を同うするのであるがたゞ之と異つてゐるのは囑託病院の設置之である。

之を要するに各業態工場を通じ最も普通であり従つて施設してゐる向の最も多いのは第一に保健衛生施設であり之に次いで娯樂施設以下給與恩典住居教化食事の諸施設といふ順であつて先づ保健施設についていふと繊維工場の如く多数の家庭を放れた女工を集團的に收容する所や化学工場の如く取扱ふ材料によつて種々身體上の障害を惹起し易い工場によく行届いてゐるし娯樂修養について見ると殺風景に流れ勝ちな機械工場とか無聊と寂莫とに家郷を思出し勝ちな女工の多い繊維工場とか常に慰安を求め勝ちな女の多い飲食物工場とか行届いてゐるやうである。更に給與恩典について見ると多忙で複雑で男工を主として使用してゐる向がよく整つてゐるし教化になると一般に見劣りがするが繊維飲食物などは比較的よい方である。住居及食事施設は専ら寄宿制度によつてゐる繊維工業が何んどいつても第一で他は悉く振はないのであるが就中飲食物工場にこれなきは是にあつては辨當持參の通勤女工が多いためであつて以上を總括すると福利施設の最も行届いてゐるのは繊維及飲食物工場とい

や如く主として女工を使役してゐるものであり餘り香しくないのは男工全勢の機械及化学工場であると謂ひ得られるのである。

二 利益の及ぶ範圍

以上に於いて内容の分類を試み且つ如何なる業態に於いては如何なる内容の施設が主として行はれてゐるか又諸施設中何れの施設が最も進んでゐるかについて説述したから茲では其利益の及ぶ範圍即ち施設の利益を享受し得るものは當該工場の労働者のみなるか又は被傭者の家族にも及ぶかについて夫々觀察すると次の通りである。

(乙)

A

工場番號

被傭者の受くる特典

家族の受くる特典

- 一 住宅寄宿の設備あり、通勤者には家賃を補助す
 - 二 職工には食費の補助をなす
 - 三 廉賣所の設備あり日用品を廉賣す
 - 四 病傷の公私を問はず囑託醫の無料診察を受けしむ
 - 五 藥療費を補助す
 - 六 年二回の運動會を行ふ
 - 七 職工の保護資金ありて保護救済に充つ
- 一 寄宿會の設備あり
- 二 廉賣所の設備あり
- 三 運動會を春秋二季に於てなす
- 四 活動寫眞會(毎月一回)を催す
- 五 娛樂部の利用
- 一 職工郷里へ送金の際爲替料郵税は會社にて負擔す
- 二 囑託醫の無料診察藥費は實費
- 三 入浴無料
- なし
- 四、五は家族も之を受くることを得
- 一は寄宿を除く外家族も之を受く
- 二及五の恩典を受く

工場番號

第六章 福利施設

被傭者の受くる特典

- 一 運動會の補助
- 二 活動寫眞會
- 三 講演會
- 四 社宅
- 五 職工勤続恩給(勤続三年以上者に対し二〇四乃至二〇〇)
- 一 會社經營の日用品廉賣場の設けあり
- 二 入浴無料
- 三 囑託醫の無料診察薬費無料
- 一 當工場の製品を年一回特に安價にて販賣す
- 二 一年一回宛運動會及慰安會をなす
- 一 奨励金を支給す
- 一 臨時賞
- 二 退職恩賜券賞
- 三 満期賞
- 二 郷里送金
- 一 囑託醫の無料診察薬費の補助
- 二 郷里送金
- 一 社宅寄宿の設備あり、通勤には家賃を補助す
- 二 職工には食費の補助をなす
- 三 病傷の公私を問はず囑託醫の無料診察を受けしむ
- 四 藥療費を補助す
- 五 職工保護資金ありて保護救済に充つ
- 一 一年一回の運動會あり
- 二 日用品廉賣施設あり
- 一 講演會(修身講話)又は慰安會を毎月二回又は三回
- 二 囑託醫の無料診察薬費は一切を徴せず
- 三 日用品の廉賣所の設備あり
- 四 入浴無料
- 五 奨励金を給す
- 一 附屬小學校の設けあり(學齡兒童は勿論希望者收容)
- 二 社宅寄宿病院の設備
- 三 春秋二回運動會又は社費にて修學旅行
- 四 家賃の補助す(家長は三圓家族一人に付き一圓五〇錢宛)
- 一 模範工手、褒狀及紀念品を授與す
- 二 入浴無料
- 三 獎勵制度(皆勤者優良職工に對し夫々金品を給す)
- 一 一年二回の運動會
- 二 賣店の設備ありて日用品を原價にて販賣す
- 三 囑託醫の無料診察薬費代は瓶代二錢を徴するのみ
- 四 優良職工にして雇傭期間満期の時は旅費及日給金額を給し
- 五 社宅
- 六 寄宿舍

家族の受くる特典

- 一 家賃の補助職工一人に就き一ヶ月參圓を給す
- 二 社宅
- 一 會社經營の日用品の廉賣を受く
- 一 四、五は家族も之を受けることを得
- 二 一は寄宿を除く外家族も之を受く
- 一 日用品の廉賣を受く
- 一、二及三、九の恩典を受く

- 一 觀劇會
- 二 娛樂會
- 三 修養講話會
- 四 寄宿舍の設けあり
- 五 通勤者は入浴券を割引して與ふ
- 六 廉賣所の設けあり
- 一 講演會(修身講話)又は慰安會を毎月二回又は三回
- 二 囑託醫の無料診察薬費は一切を徴せず
- 三 日用品の廉賣所の設備あり
- 四 入浴無料
- 五 奨励金を給す
- 一 附屬小學校の設けあり(學齡兒童は勿論希望者收容)
- 二 社宅寄宿病院の設備
- 三 春秋二回の運動會又は社費にて修學旅行
- 四 家賃を補助す(家長は三圓家族一人に付き一圓五〇錢宛)
- 一 模範工手、褒狀及紀念品を授與す
- 二 入浴無料
- 三 獎勵制度(皆勤者優良職工に對し夫々金品を給す)
- 一 一年二回の運動會
- 二 賣店の設備ありて日用品を原價にて販賣す
- 三 囑託醫の無料診察薬費代は瓶代二錢を徴するのみ
- 四 優良職工にして雇傭期間満期の時は旅費及日給金額を給し
- 五 社宅
- 六 寄宿舍
- (一)工場に準ず
- (二)工場に準ず
- (三)工場に準ず
- (四)工場に準ず
- (五)工場に準ず
- (六)工場に準ず
- (七)工場に準ず
- (八)工場に準ず
- (九)工場に準ず

第六章 福利施設

工場番號

第六章 福利施設

家族の受くる特典

- 二〇 一 一年五回慰安會を開く 二 寄宿舎の設備あり
 一 寄宿舎女工に對して生花、茶を無料教授す
 二 毎月一日精神講話會を催す
 三 嘱託醫の無料診察、藥價三割引
- 二一 毎月一回精神講話會を催す
 一 嘱託醫の無料診察、藥價三割引
 二 補助救済の方法あり
- 二二 吉囚に對し金品を給す
 一 年二回運動會を社費にて行ふ
 二 急救所の設置あり(藥、繃帶、ガーゼ)
 三 嘱託醫の無料診察、藥價半額
 四 日用品廉賣所の設置あり
- 二三 一 寄宿舎の設けありて獨身者を收容す
 二 妻帯者の爲めに社宅を供給す(一定の修繕費を徴す)
 三 廉賣所の設置あり
 四 奨勵金を支給す(勤続賞、成績賞、有功賞)
 五 工手、慰安基金(一萬圓)ありて慶弔に際し金品を贈る
 六 修養會ありて時々講演會を開き書籍雜誌を閲覧せしむ
- 二四 一 寄宿舎にあるものは嘱託醫の診察無料、醫藥料金全部を給す
 二 物品供給所には醫藥料の補助をなす
 三 社宅を貸與す 四 年一回宛運動會慰安日の費用支給
 一 一年二回の運動會(費用の半額は會社より補助)
- 二五 一 嘱託醫の無料診察、藥價は四分の一
 二 年二回の運動會 三 奨勵金(皆勤賞有功賞成績賞)
- 二六 一 春秋二回の運動會
- 二七 なし

工場番號

第六章 福利施設

一 嘱託醫の無料診察、醫藥三割引

- 二八 一 運動會慰安會演舞會 二 無料入浴
 二 寄宿舎の設備あり 四 嘱託醫の無料診察、醫藥の割引
 廉賣所の設けあり
- 二九 なし
- 三〇 一 嘱託醫の無料診察、藥價三割引
 二 食費の補助
 三 無料入浴 四 年一回運動會
 五 奨勵金を支給す(成績賞、勤続賞等)
 六 模範工を工業補助學校に入學せしむ
- 三一 一 嘱託醫の無料診察、藥價一割引 二 廉賣の方法あり
 二 奨勵金(成績賞、皆勤賞、特別賞等)
 三 模範工は工業補助學校に入學せしむ
- 三二 一 女工の爲めに寄宿舎の設備あり
 二 男女の爲めに合宿所あり (賄料安價 男工 二〇錢 女工 一五錢)
 三 郷里送金の世話(爲替料其他手数料社にて負擔す)
 四 雇員學校の設備あり(月給無料、筆墨紙給與又は貸與)
 五 女工に裁縫生花、無料教授
 六 病院及傳染病隔離室の設備
 七 月三回本郷寺布教師の説教、時々名士の講話
 八 物品引換所、呉服、化粧品其他日用品の廉賣
 九 家賃の補助(通勤男工に對しても然り)社宅外の純通勤女工に對しては考査の上夫々相當家賃の補助
 一〇 乳兒保育料(乳兒満三歳に至る迄、自宅保育料、委託保育料を給す)
 一一 特別補助として白米代及家賃の補助、給料の割増し、精勤者賞與 一二 勤續年金退社年金
 一三 病院の無料診察、藥價賞費
- 三三 一 嘱託醫の無料診察、醫藥七割引
 二 給品部の設備(日用品に廉賣)
- 三四 (三)工場に準ず

一 嘱託醫の無料診察、醫藥三割引 (三)工場に準ず

工場番號

第六章 福利施設

被傭者の受くる特典

家族の受くる特典

三五	一 寄宿工は食費を徴せず 二 通勤者は食費手當として一日二五錢を給す 三 運動會慰安會の總費負擔 四 奨励基金あり(有功賞、勳賞等を給す)	なし
三六	一 賜託醫の無料診察、薬價半額 二 運動會、演藝會	希望者は二に隨時參加することを得
三七	一 春秋二回の運動會 二 時々修養講演會 三 夏中水を無料にて給す 四 寄宿舍に於ては満期者(二年満了)に對し禮を厚くして獎勵す 五 家庭を有する者には住宅を提供す 六 入浴無料、理髪は市場の半額 七 賜託醫の無料診察、薬價無代	七の恩典を受く薬價實費、住診料を徴せず
三八	一 年二回の運動會 二 稻荷祭に招待獎勵種々餘興あり	なし
三九	なし	なし
四〇	一 工場内に工業補助學校ありて優良工を收容す 二 春秋二回の遠足會 三 社宅を廉價にて貸與す(家賃三四—三四五〇錢) 四 寄宿舍の設備(凡八十名) 五 奨励金の制度あり	三の恩典を受く
四一	一 秋季一回運動會を催す	なし
四二	一 春秋二季の運動會 二 賜託醫の無料診察	一の恩典を受く
四三	一 賜託醫の無料診察、薬價は實費 二 奨励金の制度あり	なし

第六章 福利施設

六、七の恩典を受く

四四	一 福徳會より種々の補助を給す 二 賜託醫の實費診察	二の恩典を受く
四五	なし	なし
四六	一 時々運動會修養講演會を催す 二 奨励基金あり	なし
四七	なし	なし
四八	一 奨励金の制度を設け優良工を優待す	なし
四九	一 新年會 二 食堂の設備(食堂は會社の補助に依り一食一〇錢)	なし
五〇	なし	なし
五一	なし	なし
五二	一 新年宴會 二 奨励制度を設く 三 春秋二回酒肴料を給す	なし
五三	なし	なし
五四	春秋二回運動會を催す	家族希望者も隨意參加し得
五五	なし	なし
五六	なし	なし
五七	一 時々講演會を開く 二 入浴無料 三 俱樂部の設備 四 庭球の設備 五 月刊雜誌「鐵華」の無料配布 六 賜託醫の無料診察、薬價輕減 七 活動寫眞會を時々開催す	六、七の恩典を受く

工場番號

第六章 福利施設

被備者の受くる特典

家族の受くる特典

五八	<ul style="list-style-type: none"> 一 年二回運動會を催す 二 奨励金を設け、傷病手當、女子社長寄附の特別保護金より私病傷者に對し家族見舞金、貯蓄出産の時は見舞金、職工家族傷病の時は家族見舞金、貯蓄奨励金、養老金又は弔慰金を給す 三 附屬病院 四 廉賣所あり 五 廉賣所あり 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一の恩典を受く(一年二回の運動會の中一回は家族も之に加ふるを得) 三、四の恩典を受く
五九	(五八)工場に準ず	(五八)工場に準ず
六〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 私病傷の際にも嘱託醫の無料診察、實費治療 二 年一回の慰安會 三 日用品廉賣(米、薪炭、其他) 四 優良工の奨励金 	なし
六一	<ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託醫により無料診察、薬價實費 	一の恩典を受く
六二	<ul style="list-style-type: none"> 一 年二回の春秋運動會を催す 	なし
六三	<ul style="list-style-type: none"> 一 一年一回稻荷祭を催す 二 毎月數回茶話會を催す 三 私病傷に際しても見舞金を贈る 四 優良工に奨励金を給す 	なし
六四	(四三)工場に準ず	なし
六五	<ul style="list-style-type: none"> 一 指定醫の無料診察、實費治療 	一の恩典を受く
六六	<ul style="list-style-type: none"> 一 克己預金の満期者には奨励金五〇圓を與ふ 二 婚姻の際は二〇圓以内の酒肴料 三 在郷軍人點呼の際は日給支給 四 父母妻子死亡の際は二〇圓以内の香奠料 五 父母妻子の病氣一ヶ月以上に及ぶ時は一〇圓以内の見舞金 	<ul style="list-style-type: none"> 一出産の時は一〇圓以内の酒肴料
六七	(五八)に準ずるの外職工奨励金あり	(五八)工場に準ず
六八	<ul style="list-style-type: none"> 一 年二回の運動會 二 入浴無料 	なし

工場番號

第六章 福利施設

C

私病傷者に對しては嘱託醫の無料診察、薬代治療費全部を支給す

なし

六九	なし	なし
七〇	優良職工に奨励金を支給す	なし
七一	<ul style="list-style-type: none"> 一 毎年春秋二季に郊外運動會 二 觀劇會 	なし
七二	<ul style="list-style-type: none"> 一 勤績奨励金を給す 二 春秋二期慰安會(運動會、觀劇、園遊會) 三 嘱託醫の無料診察、醫藥半額 	三の恩典を受く
七三	<ul style="list-style-type: none"> 一 日用品の廉賣 二 社費消費組合 三 醫藥料金額支給 	特別なる場合家族にも醫藥料支給
七四	<ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託醫の無料診察、醫藥料二割引 二 運動會、慰安會 	なし
七五	なし	なし
七六	<ul style="list-style-type: none"> 一 一年一回の稻荷祭を行ひ酒肴料を給す 二 奨励金あり 	なし
七七	なし	なし
七八	なし	なし
七九	春秋二回の運動會	なし
八〇	(四八)工場に準ず	なし
八一	なし	なし
八二	(四八)工場に準ず	なし

工場番號

第六章 福利施設

被備者の受くる特典

家族の受くる特典

八四	一 毎月一回(七日)修養講演會を開催 二 春秋二回運動會 男工には醫藥を給す女工には輕微なる傷病に對し藥を與ふ	なし
八五	一 毎年夏季に於て有馬に避暑せしめ(同地に會社の宿舍あり)此 間の給料全部支給す 二 店醫の無料診察、醫藥料半額(店醫の診察を受けたる場合)	二の恩典を受く
八六	なし	なし
八七	一 寄宿舍あり 二 寄宿舍にある男工には食費は全部會社にて給す	なし
八八	一 寮持(親方)に對しては家賃を補助す	一の恩典を受く
八九	一 寄宿舍あり 二 寄宿舍に在る者には一日三〇錢にて賄す	なし
九〇	一 無料入浴 二 運動會、慰安會各一年一回 一年一回浴衣及手拭を配布す	鮮人に對しては醫藥料を支給す
九一	一 奨勵金を支給す 二 稻荷祭 三 運動會 入浴無料	一入浴無料 二會社の催物ある時は隨意參加することを得 一の恩典を受く
九二	一 病傷の時工場醫に無料診察、藥價實費	なし
九三	一 一年一回の娛樂會 二 毎月一回修養學術講演會	なし
九四	なし	なし
九五	一 奨勵會を支給す 二 慰勞金を支給す 一年一回運動會 三 時々修養講演會 嘱託醫をして無料診察、藥價半額	なし

第六章 福利施設

D

九六	一 一年二回春秋に運動會 父母の會主催となり隔月一回修養講演會 工場内に醫務室藥局有りて無料診察無料投藥治療す 工場の実施する貯金奨勵基金ありて此中より時々臨時奨勵金 を與ふ	三の恩典を受くる外極貧者に對し無利無期限 にて二十回以内貸與す
九七	なし	なし
九八	なし	なし
九九	一 一年一回運動會費用全部社給 二 入浴無料	なし
一〇〇	一 嘱託醫の無料診察、醫藥料支給 二 入浴無料	なし
一〇一	一 婚姻出産入替に際し三圓乃至一〇圓給す 二 春秋二回運動會費用全部社給 三 入浴無料 四 醫藥料二割引	なし
一〇二	一 奨勵金を支給す 二 嘱託醫の無料診察藥價は恩典なし	二の恩典を受く
一〇三	春秋二回の運動會	なし
一〇四	一 春秋二回の運動會 二 不慮の災害の場合には見舞金を贈る	二の恩典を受く
一〇五	一 賞與 イ有功賞 ロ年末賞 ハ皆勤賞 ニ勤績賞 親友會(共済組合)會員にして入會後滿一年を経過せる者には 會社より簡易保險に入らしめ保險料金は會社より支給す 三 一年二回慰安會 四 男工は入浴無料	三の恩典を受く
一〇六	一 入浴無料 二 指定醫師の無料診察、實費治療 三 在郷軍人は點呼の場合には日給支給	二の恩典を受く

工場番號

第六章 福利施設

被備者の受くる特典

家族の受くる特典

- 一〇七 一 疾病傷の時ハ嘱託醫の診断無料、薬價二割引
二 毎年一回稻荷祭 三 春秋二回の遠足會、讀書會ありて書籍雜誌を閲覧せしむ
- 一〇八 一 廉賣部の設備 二 勤続奨励金を支給
- 一〇九 嘱託醫の無料診察、薬價二割引
- 一一〇 一 入浴無料 二 一年一回運動會慰安會
- 一一一 一 一年一回運動會費用社給 二 無料入浴
三 嘱託醫の無料診察、醫藥費三分の二補助
- 一一二 一 醫藥料半額(嘱託醫の無料診察) 二 入浴無料
三 年一回春秋の運動會
- 一一三 なし
- 一一四 なし
- 一一五 嘱託醫の無料診察、醫藥を給す
- 一一六 毎月一回修養講話會
- 一一七 一 一年一回運動會 二 特別賞與金
三 嘱託醫の無料診察、薬價實費
- 一一八 一年一回宛運動會、稻荷祭、氏神祭を期として(a)慰安會を催す
- 一一九 一 奨励金 二 當會社の製産菓子と特別安價に販賣す

一の恩典を受く

なし

なし

運動會慰安會には家族の希望者に隨意参加せしむ

三の恩典を受く

なし

なし

なし

なし

一 嘱託の醫藥二割引
二 診察無料

(a)は家族にも適用す

一一〇

- 一 勤続奨励金 二 購買組合 三 運動會、慰安會

一 購買組合 二 運動會、慰安會等の際
家族希望者は参加し得

E

一一一

なし

なし

一一二

- 一 被服を支給す 二 一年一回運動會
三 浴場の設備ありて隨意入浴せしむ
四 嘱託醫の無料診察、薬療費補助

一 嘱託醫の診察を受けしめ醫藥料二割引
二 運動會等の場合希望者は参加せしむ

一一三

精勤賞、期末賞、有功賞あり詮衡の上與ふ

なし

一一四

- 一 精勤勤績又は善行者は賞與又は表彰す
二 勉勵者に對しては毎半期賞與金を給す
三 嘱託醫の無料診察

なし

一一五

- 一 點燈料半減 二 醫務室の設備あり無料施藥

二の恩典を受く

一一六

- 一 廉賣所の設備あり 二 俱樂部の利用
三 嘱託醫の診察無料、薬價實費

一、二の恩典を受く

一一七

- 一 一年一回の運動會
二 稻荷祭には職工を招待す 三 入浴自由
四 寄宿舎に在る職工(現在四十五名)に對しては診察料、醫藥料、治療費全部給す(通勤工にはなし)

なし

一一八

- 一 嘱託醫の無料診察、薬價實費
二 一年一回運動會費一人につき二圓を給す
三 稲荷祭及初午年一回宛酒肴料一圓及赤飯を給す

家族も疾病の時嘱託醫の診察治療を受くる
を得適時に返金せしむ

一二九

- 一 會社より諸給與を受くることを得
二 隨時酒肴料を給す

なし

一三〇

- 一 俱樂部の利用 二 嘱託醫の診察無料、薬價實費
三 日用品を廉賣す

一、三は家族も共に之を受く

第六章 福利施設

工場番號

第六章 福利施設

被傭者の受くる特典

家族の受くる特典

- 一三一 なし
- 一三二 一 一年一回春季に運動會
二 私傷病者囑託醫の無料診察、薬價實費
- 一三三 一 醫藥料の割引 二 一年二回春秋に運動會
- 一三四 なし
- 一三五 春秋二回運動會、費用は會社の負擔
- 一三六 一 春秋二回の運動會、費用は會社の負擔
二 病傷者は囑託者の診察を受け薬價は半額
- 一三七 一 春季運動會を催す
二 秋季には運動會を催す代りに酒肴料を給す
- 一三八 春秋二季の運動會
- 一三九 一 慰安會 二 社宅を給す
三 囑託醫の診察を受けしめ薬價を補助す
- 一四〇 一 運動會費の補助金
二 稻荷祭の費用の支出及當日の餘興
三 時々修養を目的とする講話會を催す
四 囑託醫の診察、藥療費補助
- 一四一 一 春秋二期に運動會 二 一年一回稻荷祭を催し職工を招待す

第六章 福利施設

D

- 一四二 獎勵金の支給
- 一四三 囑託醫の無料診察、薬價實費
- 一四四 春秋二回の運動會
- 一四五 一 時々職工慰安會を催す 二 時々運動會を開く
- 一四六 一 一年二回の運動會 二 勸業獎勵金百圓乃至五百圓
三 テニスコートの使用 四 時々修養講演會科學講演會を開く
五 囑託病院に於ては先着の一般患者に先だち即時診察を受く
- 一四七 なし
- 一四八 一 獎勵金
イ 皆勤賞與、一ヶ月皆勤者に日給二分
ロ 半勤賞與、一ヶ月一日の缺勤者に日給一分
ハ 勤続賞與、日給五分
ニ 勸業獎勵、誠實に就業し契約年限三ヶ年を満了し引續き
三 慰安會 特別賞與
ホ 特別賞與
- 一四九 なし

B

一 日用品の廉賣販賣 二 獎勵方法あり

一の特典を受く

なし

第六章 福利施設

工場番號

被傭者の受くる特典

家族の受くる特典

官四 一 隔月精神講話會 二年一回觀劇會
賞費診療 醫務室の設備

三の特典を受く
哺育所の設備

官五 一 春秋二回の慰安會 二月一回の精神講話
月一回の衛生講話 四 無料入浴
囑託醫の無料診療、醫藥費
共同購買會にて精米、味噌其他の日用品を廉賣す

五、六の特典を受く

官六 官四に準ず

官四に準ず

官七

一 共同購買會にて日用品一切を廉賣す
二 囑託醫の無料診療醫藥費

一、二の特典を受く

上述した如く一五六工場中等の福利施設を持つてゐないものは二八工場あるのであるが之を有してゐるものでも其利益を及ぼす範圍を被傭者のみに限つてゐるものが少なくなつて上掲の表によると五三工場に上つてゐて之を業態別に見ると纖維九機械一八化學一五飲食物一特種四雜九工場となつてゐるから範圍を限定してゐるもの、最なるものは化學及機械工場であり最も寛大なものは纖維及飲食物工場であるから施設の行届いてゐる工場は其利益を及ぼす範圍まで寛大だといひ得るのである。

更に被傭者のみならず其家族にまで何等かの利益を及ぼしてゐるものについて見ると七五工場あるが今其及ぼしてゐる利益に就いていふと各工場とも上掲甲乙二表の示す通り主として醫藥の無料であり割引であり日用品の廉價供給であり住宅料の補助であり社宅の貸與であり又活動寫眞會其他運動會

等の催物に隨意參加するの利益であつて之を表に示すと次の如くである。

業態	A	B	C	D	E	F	計
住居	五	六	〇	〇	〇	〇	一六
廉賣	九	一	〇	〇	〇	〇	一〇
保健衛生	二	三	四	四	四	四	二一
娛樂修養	一	二	一	一	一	一	六
給與恩典	一	〇	〇	〇	〇	〇	一
備考							
住居							
イ 社宅							
ハ 家賃補助							
廉賣							
イ 廉賣所の設備							
保健							
イ 囑託醫の無料診療							
〇 藥費の補助							
娛樂							
イ 運動會							
〇 慰安娛樂會							
㊦ 俱樂部の利用							
給與							
イ 保護資金							

即ち右によると第一位が保健衛生施設で以下娛樂修養住居廉賣の順序で給與恩典になると至つて少いことが明かに分るのである。

三 福利事業の概況

以上に於いて内容の分類及利益の及ぶ範圍に就いて略述したからこゝでは福利事業の概況について一言したいと思ふ。尤も各福利事業の概況について其悉くを明かにすることはこの場合不可能でもあ

ち成績について略説を試みることにする。

A 住居

こゝにいふ住居施設とは職工のために設けられた寄宿舎及社宅の施設を指すもので先づ寄宿及合宿について見ると次表に示す如く繊維に三二機械に三化学に一四飲食物に一特種に二計五四の工場が之を設けてゐることになり次いで社宅に就いていふと繊維に二〇機械に四化学に一〇雑に二計三六の工場が之を設けてゐる丈で飲食物及特種工場には之を設けてゐないのである。

更に寄宿合宿及社宅を併せ設けてゐるものについて見ると計二八工場で之を業態別に分けると繊維二〇機械一化学七工場となる次に寄宿合宿のみを設けてゐるものについていふと繊維一二機械二化学七飲食物一特種二雑二計二六工場となり社宅のみを設けてゐるものについて見ると機械三化学三雑二計八工場となるのである。

業態	寄宿社宅		寄宿のみ		社宅のみ		社宅寄宿		計
	F	E	D	C	B	A	F	E	
計	二八	〇	〇	〇	七	一	二〇	二〇	九〇

A 寄宿

番 號	收容人員		棟 數	建 坪	敷地坪數	料 金
	男	女				
*一	三五	二五	三	三、四九四・八	九、〇五〇・〇	無料
*二	三五	三三	三	三、六八・五	一、〇三〇・〇	同
*三	三〇	三〇	二	九、〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	同
*四	六〇	六〇	一	七、〇〇・〇	九、六〇・〇	同
*五	一〇	一〇	一	二、〇〇・〇	三、二〇〇・〇	同
*六	一〇	一〇	一	五、〇〇・〇	三、〇〇〇・〇	同
*七	一〇	一〇	一	九、八五・八	不詳	同
*八	一〇	一〇	一	五、〇〇・〇	不詳	同
*九	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一〇	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一一	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一二	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一三	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一四	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一五	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一七	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一八	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*一九	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*二〇	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
*二一	一〇	一〇	一	一、〇〇・〇	不詳	同
計	二八	二八	一	一、〇〇・〇	一、〇〇・〇	食費共三、〇〇

番号	種別	種数	延坪	敷地坪数	料金
*八三	寄	一	四〇〇	六〇〇	無料
八五	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*八七	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*八九	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*九〇	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*九一	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*九二	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*九四	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*九五	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*一〇一	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*一〇二	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*一〇四	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
*一〇六	寄	一	六〇〇	六〇〇	無料
計					
*一一八	寄	二	九七七	九七七	無料
計					
*一二二	寄	三	六〇〇	六〇〇	無料

第六章 福利施設

番号	種別	種数	延坪	敷地坪数	料金
*二二	男	一	三二〇	三二〇	無料
*二四	女	一	三二〇	三二〇	無料
*二五	計	二	六四〇	六四〇	無料
*二六	寄	一	一八〇	一八〇	無料
*二八	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三〇	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三一	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三二	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三三	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三四	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三五	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三六	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三七	寄	一	一七〇	一七〇	無料
*三八	寄	一	一七〇	一七〇	無料
計					
*三九	寄	二	三三〇	三三〇	無料
*四〇	寄	一	三三〇	三三〇	無料
*五二	寄	六	二一〇	二一〇	無料

第六章 福利施設

第六章 福利施設

業態	收容人員		棟數	建坪	敷地坪數	工場數	料金
	男	女					
計	1,270	1,270	5	1,270	1,270	5	無料
A	2,620	2,620	1	2,620	2,620	1	食費共2,000
B	1,070	1,070	1	1,070	1,070	1	無料
C	1,070	1,070	1	1,070	1,070	1	食費共2,000
D	1,070	1,070	1	1,070	1,070	1	1,000
E	1,070	1,070	1	1,070	1,070	1	1,000
F	1,070	1,070	1	1,070	1,070	1	1,000
計	10,370	10,370	39	10,370	10,370	39	1,000

こゝで上表から各業態別寄宿舎數及其他の合計を取つて比較すると次の如く業態により大なる差別があるのである。

第六章 福利施設

番号	收容人員		棟數	建坪	敷地坪數	料金
	男	女				
*1	620	620	5	2,786	5,390	3,800
*2	500	500	2	1,070	1,070	不詳
*3	1,440	1,440	7	2,879	6,374	不詳
*4	560	560	2	1,070	不詳	2,000
*5	500	500	6	10,130	10,130	3,260
*6	500	500	4	15,367	15,367	9,260
*7	500	500	3	1,600	1,600	4,000
*8	500	500	3	3,540	3,540	0,450
*9	500	500	6	1,335	1,335	2,500
*10	500	500	7	770	1,590	2,730
*11	500	500	7	770	1,590	2,730
*12	500	500	4	3,450	6,800	1,230
*13	500	500	2	2,410	4,800	2,200
*14	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*15	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*16	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*17	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*18	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*19	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*20	500	500	7	1,570	不詳	不詳
*21	500	500	7	1,570	不詳	不詳

即ち右によると業態別では繊維工場の住居施設が最も勝れてゐる結果自然收容人員に於いては女工が男工を凌いでゐる之に次いで化学では他は悉く振はないが就中機械工業が最も悪い。更に社宅について見ると次の如く總てに於いて寄宿舎施設に遜色があるのである。

業態	收容人員				棟数	建坪	敷地坪数	工場数
	A	B	C	D				
男	3,453	2,455	5,867	1,047				
女	2,455	5,867	1,047					
計	5,908	8,322	6,914	1,047				
第六章 福利施設	0	0	0	0				

こゝで又上表から業態別社宅数及其他の合計を取つて比較すると次の如くである。

業態	收容人員				棟数	建坪	敷地坪数	工場数
	A	B	C	D				
男	1,015	1,150	1,100	100	2,970	3,000	0	
女	1,150	1,100	1,000	1	1,500	1,500	0	
計	2,165	2,250	2,100	101	4,470	4,500	0	
第六章 福利施設	0	0	0	0				

備考 表中工場番號に*印を冠せるは社宅及寄宿合宿を併せ設けたるもの×印は社宅或は寄宿合宿の何れか一つを設けたるものなり

番號	收容人員				棟数	建坪	敷地坪数	料金
	A	B	C	D				
*二四	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*三一	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三二	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三三	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三四	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三五	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三六	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三七	2	5	1	5	5元0	1150	500	
*三八	2	5	1	5	5元0	1150	500	
計	20	50	10	50	200	2,000	1,000	
*八三	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八四	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八五	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八六	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八七	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八八	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*八九	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*九〇	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*九一	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*九二	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*九三	2	5	1	5	5元0	830	2円	
*九四	2	5	1	5	5元0	830	2円	
計	20	50	10	50	200	2,000	1,000	
第六章 福利施設	0	0	0	0				

第六章 福利施設

業態	收容人員		棟數	建坪	敷地坪數	工場數
	男	女				
計	四,三〇七	二,四三三	一,一〇九	七,九二〇	六,九八〇	三
F	〇	〇	〇	〇	〇	〇
E	〇	〇	〇	〇	〇	〇
D	〇	〇	〇	〇	〇	〇
C	〇	〇	〇	〇	〇	〇
B	〇	〇	〇	〇	〇	〇
A	六,三〇〇	二,四三三	一,三三三	六,一〇五	二,一八〇	三
計	八,三〇七	二,四三三	一,一〇九	七,九二〇	六,九八〇	三

右に依るも亦纖維及化學工業の施設がすぐれてゐて飲食物及特種は皆無の状態におかれてゐるのであつて今こゝで兩者の施設を合せると次の結果を示すことが出来るのである。

即ち右によると收容人員は男工より女工が遙に多數に上りその總計は三三三、三〇八人となつてゐるから全成年工九〇、一八九人の約三割七分までは寄宿合宿又は社宅に收容されてゐるのであるが其中殆ど九分九厘までは纖維工によつて占められてゐるから他工業は既に收容人員に於いて遜色あるのみ

第六章 福利施設

業態	通勤工		計	寄宿工	計	社宅居住工	計	合計
	女	男						
計	一,五五二	三,三三六	四,八八八	四	四	一	四	五,〇〇五
F	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
E	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
D	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
C	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
B	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
A	二,五三三	三,二八六	五,八一九	三,二八六	三,二八六	二,四三三	五,八一九	三,七〇〇
計	二,五三三	三,二八六	五,八一九	三,二八六	三,二八六	二,四三三	五,八一九	三,七〇〇

か棟數坪數工場數に於いても悉く劣つてゐるは勿論であつて之に次いで化學機械といふ順に夫々施設が行届いてゐる。之を要するに一五六工場中九〇工場は寄宿合宿及社宅の中其何れか又は兩者を設けてゐるのであつて各工業中最も進歩してゐるのは女工本位の纖維工業といふべくそれは兎に角本施設は近時住宅難に刺戟せられたると一面工場政策の立場から年々著しい進歩の跡を示してゐるやうで之を大正一〇年の調査に比するもこの事實を認めることが出来るのである。こゝで参考のため通勤工と寄宿合宿及社宅にゐるものとの數を示すと次の如くである尤も之は成年工だけの數で少年工のそれは含むてゐないことを斷つておく。

八 九	平 均	官 一	四 九	平 均	三 八	三 七	三 六	三 五	三 三	三 二	三 一	三 〇	二 八	二 五	二 四	二 三	二 〇	一 八	一 七
第 六 章	六	七 六 八	八 〇 六 三 一	八 〇 六 三 一	七 六 六	六 六 六	六 六 六	六 六 六	二 七 六	五 〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五	〇 五
福 利 施 設	〇	七 六 八	五 三 四 五 〇	五 三 四 五 〇	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五	四 四 五
	三	〇 〇 〇	四 〇 五 〇 〇	四 〇 五 〇 〇	八 一 四	二 二 〇	三 二 三	〇 六											
	〇	〇 〇 〇	五 〇 五 三 〇	五 〇 五 三 〇	七 一 三	二 二 〇	六 四 三	〇 六											
	二	二 一 一	九 〇 六 七 二	九 〇 六 七 二	八 七 八	九 七 三	九 六 五	二 五											
	〇	二 一 一	六 六 四 〇	六 六 四 〇	一 〇 五	六 七 九	五 〇 三	四 四 一											
	五	〇 〇 〇	六 〇 八 〇 〇	六 〇 八 〇 〇	一 六 六	四 三 〇	四 三 六	〇 六											
	〇	〇 〇 〇	七 〇 八 五 〇	七 〇 八 五 〇	八 六 五	四 三 〇	五 五 六	〇 六											
	二	二 一 一	九 〇 六 〇	九 〇 六 〇	二 八 七	八 八 七	二 九 六	二 五											
	〇	二 一 一	六 四 四 二	六 四 四 二	一 〇 五	六 七 八	五 〇 三	四 四 一											
	五	〇 〇 〇	五 〇 八 〇 〇	五 〇 八 〇 〇	一 三 六	三 三 三	〇 三 二	六 〇 六											
	〇	〇 〇 〇	六 三 八 五 〇	六 三 八 五 〇	八 三 五	三 三 三	〇 五 四	六 〇 六											

一 六	一 五	一 四	一 三	一 二	一 一	一 〇	九	七	六	四	三	二	一	工 場 番 號
〇 四	七 六	二 〇	二 〇	二 〇	〇 六	七 五	五 七	七 七	男	食 費	朝			
四 五	六 四	六 〇	八 三	五 五	六 三	三 三	六 三	六 三	女	食 費	朝			
〇 三	〇 二	三 〇	四 五	〇 三	七 八	九 七	七 七	七 七	男	補 助 費	食			
三 三	〇 一	〇 〇	三 七	七 四	四 七	九 四	九 四	九 四	女	補 助 費	食			
〇 七	九 六	四 〇	二 四	〇 七	九 五	五 九	九 五	九 五	男	食 費	晝			
五 五	七 四	七 〇	二 三	五 五	七 三	三 三	七 三	七 三	女	食 費	晝			
〇 四	〇 七	四 〇	五 五	〇 二	八 〇	一 九	八 八	八 八	男	補 助 費	食			
五 四	〇 七	〇 〇	六 九	九 四	四 九	九 九	四 九	四 九	女	補 助 費	食			
〇 七	九 六	四 〇	二 四	〇 七	九 五	五 九	九 五	九 五	男	食 費	晚			
四 五	七 四	七 〇	二 三	五 五	七 三	三 三	七 三	七 三	女	食 費	晚			
〇 四	〇 四	三 〇	四 五	〇 二	七 〇	九 七	七 七	七 七	男	補 助 費	食			
三 四	〇 四	〇 〇	五 九	九 四	四 九	九 九	四 九	四 九	女	補 助 費	食			

計 業 應
 女男
 第 六 章 福 利 施 設
 通 勤 工
 計 二 八 三
 寄 宿 工
 計 三 一 八
 社 宅 居 住 工
 計 二 四 七
 計 六 七 〇
 合 計 六 一 九

工場番號	平均	一〇六	一〇一	九二	平均	一一八	一一九	平均	一二二	平均	一四八	一四九	平均	總平均
D	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
E	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
F	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
朝食補助額	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
昼食補助額	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
夕食補助額	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
總計	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇

右は工場の食費補助額について見たもので之によると次の如くなつてゐるから平均して補助額の最

業態	朝食	昼食	夕食	總計
A	五四	七六	六五	八五
B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
C	七九	二〇	七九	一七八
D	二二	四四	三三	九九
E	〇三	〇六	〇九	一八
F	七六	九七	九七	二七〇
總平均	五五	七六	六六	一七五

右によると女工に比しどうしても大食である男工がその補助額に於いても多額を受くべきであるとの豫想を裏切つて繊維や雑工業になると反つて女工が多くを補助されてゐるのは安い賃銀を幾分なりとも他で補はうとする工場主の苦心の存する所であらう。

それは兎に角機械工を除いた他の全職工は平均朝食五錢晝食六錢五厘夕食六錢一日平均一七錢五厘

も高いのは化學であり最も低いのは飲食物工場であるが機械など最も進歩せる自主獨立の労働者になると恩惠的の補助を受けぬ代りに權利として高い賃銀を要求するから一錢の補助も受けてゐないのは當然である。

の食費補助を受けてゐることになるのである。
 然らばこれ以外に彼等自らの支辨する食費はどれ位に上つてゐるかを上掲の表について見ると次の如くである。

業態	朝食		昼食		晩食		合計
	女	男	女	男	女	男	
A	五八	六〇	六九	六九	六九	六九	二六六
B	七七	七七	一一	一一	一一	一一	元元
C	一〇〇	一〇〇	三二	三二	三二	三二	元元
D	九〇	九〇	三四	三四	三三	三三	元元
E	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
F	四四	四四	三三	三三	三〇	三〇	元元
總平均	六八	六八	七一	七一	七一	七一	元元

右によると特種の四一錢を筆頭に化學雜といふ順序で繊維は最も少い。茲に注意すべきは繊維及雜工業の女工が前同様男工に比し太だ少額なのに反し化學女工が男工より三食の合計に於いて二錢高の三六錢を示してゐることである。

以上に於いて工場側の補助額并に職工の支辨額を明かにしたからこゝでは食費の合計換言すれば幾

何のものを食つてあれだけ長い労働に服してゐるかを見ることとする。尤も之は工場調製の食事をこる者についてのみで素より辨當持參の職工の食事でないことは云ふまでもない。

業態	朝食		昼食		晩食		合計
	女	男	女	男	女	男	
A	二〇	二〇	二二	二二	二二	二二	元元
B	七七	七七	一一	一一	一一	一一	元元
C	七九	七九	三三	三三	三三	三三	元元
D	二二	二二	七八	七八	五六	五六	元元
E	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
F	二二	二二	三三	三三	三三	三三	元元
總平均	二二	二二	二二	二二	二二	二二	元元

右によると各工業共女工の食費は男工のそれより少いことになつてゐる之は女工が男工より拙いものを攝つてゐるからでなく女工が男工より小食なためである。そして男女工を通じ最も高い食費を要してゐるものは化學でそれから特種の一日分五九錢雜の五六錢五厘といふ順序であつて力仕事の多い機械になると補助もなく全くの自辨で一日二九錢といふ飯を食つてゐることになつてゐるが之は全く不思議である。然し之は工場辨當の場合で大多數は更に栄養價の大きな辨當持參であることは想像に

難くないのである。

更に全額を會社側から出すものに就いて見ると次に示す如く僅に二工場でその一日分の食費は前者の場合に於ける織維機械より迥に上位にあるのである。

業 態	朝食	晝食	晩食	計
B(三九) 女	三三	六六	三三	四〇〇
B(三九) 男	三三	六六	三三	四〇〇
C(三九) 女	九〇	一五〇	一六〇	三九〇

C 保健衛生

保健衛生施設は上述した如く娯樂修養施設と共に諸施設中最も顯著普通のものであるが生憎之が成績を示すべき材料を缺いてゐるからこゝでは府工場課の調査に係る診療施設及被收容者數を掲げて之を補ふこととする。

業 態	工場數	專 屬 醫 師	從 事 員	藥劑師	看護婦	病室收容人員
A	六八	六	托	一七	一六	一三三
B	九	二〇	三	一	二	一三三
C	四	三	〇	二	三	二
D	三	二	〇	一	〇	〇
E	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	八六	三〇	三	三〇	一四	一七七

工場番號	一	三	五
遠 足	回数	六	一
参加人員	一、五五〇	一、六七〇	一、二八〇
費用	一、六七一	一、三〇〇	一、〇〇〇
運 動 會	回数	四	二
参加人員	四六〇	三〇〇	二〇〇
費用	一〇五	六〇	三〇
運 動 場	備 設	庭球場	球号
總 坪	一、五三	一、〇八	〇
回 数	一〇	七〇〇	三〇
参加人員	七〇〇	一、〇〇〇	三〇〇
費用	七〇	一、〇〇〇	三〇〇
娛 樂 室	備 設	撞球	棋將棋
總 坪	一、七五	〇	〇
花 園	備 設	〇	〇
總 坪	〇	〇	〇
酒 保	販賣品目	日用品一切	吳服日用品
賣上高	三、六、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

右は大正一一年一二月現在に於ける府下工場法適用工場中診療施設あるものゝみに就いて調査したもので本調査の對象とした工場一五六についての調査ではないが上述する如くこの一五六工場は本市内外に於ける屈指の大工場でありこの施設の如きも此等の工場を除いては他に之を見難いものと思惟してよいか以上の調査を取つて以つて本調査工場の施設及其成績と見て差支へないのではあるまいか。

D 娯樂修養

娯樂修養に關しては運動會あり見學旅行あり觀劇會ありテニスコートあり又茶生花の教授等のあることは上述した所であるがこゝでは之を遠足運動會娯樂會の回数参加人員及運動場娯樂室花園酒保の設備等について夫々觀察することにする。

工場番號	遠足		運動會		運動場		娛樂會		娛樂室		花園		酒保	
	數回	人員參加	數回	人員參加	備設	數總坪	數回	人員參加	備設	數總坪	備設	數總坪	販賣品目	賣上高
官五	1	1	1	1									雜貨食料品	一九,三三円
一一六	1	1	1	1										
一一七	1	1	1	1										
一一八	2	100	1	100										
一二二	3	九四	1	六四九	鐵棒	100	1	100					食料品日用品	四,000
一二三	1	1	1	1										
一二四	1	1	1	1										
一二五	1	1	1	1										
一二七	1	1	1	1									日用品	一五,000
一三二	1	1	1	1									白米	七三
一三五	1	1	1	1										
一三九	1	1	1	1										
一四二	1	1	1	1										
一四六	1	1	1	1										
一四九	1	1	1	1										
計	1	1	1	1										

先づ遠足についていふと之を行つてゐるものが二三工場で一年平均二回半の遠足を備し毎回の参加人員六三三人經費一、四七二圓となつてゐるが纖維工業の如きは年六回二月に一回といふ割合で之を

催してゐる向もある。運動會について見ることを催してゐる向は四〇工場で一工場は年平均一回三分之を催してゐることになるをとして一回の参加人員は約四〇五人經費約一、〇七六圓であるから一人當り二圓六〇錢見當である。運動場では之を設けてゐる向が僅に五工場で其總坪數は二、三二〇坪となつてゐるから一工場は平均四六四坪の運動場を持つてゐることになるをとして設備からいふと庭球コートとを設けてゐるものが主でたまには角力の土俵を作つてゐる向もある。

次に娛樂會についていふと之を催すものは二七工場で年平均九回開會することになつてゐるが纖維工場中には年一八回乃至一〇回位開會する向もあるをとして一回の参加人員は約二四一人でその費用は一四四圓見當である。娛樂室についていふと之を設けてゐる向は一〇工場で一二室として其總坪數は五三四坪であり設備の主なるものは圍碁將棋及撞球である。花園では之のあるもの三工場でその坪數は七一坪になつて居り酒保では之を設けてゐる向が一七工場で主として日用品を賣つてゐるから寧ろ廉賣所に准すべきもので其年總賣上高は八四一、九三七圓であるから一工場平均賣上高は年四九、五二六圓となるのである。そして其賣上に對する利益は之を積立て物價が法外に騰貴した時の補助に充てるといふのが大體に於いて最も多い。

E 教化

教化施設を學校講習會講演會發行新聞雜誌及圖書室に分ち各その成績について見ると次の如くである

第六章 福利施設

工場番號	尋常小學校			補習學校			其他の學校			講習會	講演會	出席	發行新聞		發行雜誌		圖書館	
	校數	人	回	校數	人	回	校數	人	回				名	部數	名	部數	冊數	閱覽者數
一〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

工場番號	計	官四	官五
一〇一	一	一	一
一〇六	一	一	一
一〇八	一	一	一
一〇九	一	一	一
一一一	一	一	一
一一三	一	一	一
一一六	一	一	一
一一九	一	一	一
一二一	一	一	一
一二五	一	一	一
一二九	一	一	一
一三三	一	一	一
一三五	一	一	一
一三七	一	一	一
一三九	一	一	一
一四〇	一	一	一
一四六	一	一	一
一四九	一	一	一
官一	一	一	一
官二	一	一	一
官三	一	一	一

即ち右によると學校では尋常小學校へ行くもの一、八五六人補習學校へ行くもの七二八人其他の學校へ行くもの四三三人で計三、〇一七人之を工場の附屬學校へ行くものと最寄學校へ行くものとに分つと前者は二、五二九人後者は四八八人となつてゐる講習會では之をやつてゐるもの一五六工場中一〇工場で一工場が月平均三回の講習を開きその講習を受けるものは毎回約二二〇人といふわけで其科目は主として茶生花琴裁縫といふ風に女向のものが多く。

更に講演會について見ると之をやつてゐるものは二六工場で毎月一回乃至二回といふのが最も多く其聴講者は一回平均約一〇〇人といふ見當である工場發行の新聞雜誌について見ると之を發行してゐる向は兩者を併せて一四工場で發行部數は兩方ともで三二、九〇〇部であり發行回數では月一回といふのが普通である。

次に圖書室について見ると之を設けてゐるものが七工場でその藏書數は一、五五三冊に及び一ヶ月の閱覽者數は一、二七九人であり閱覽冊數は六一六冊になつてゐるから一工場では一八二人が八八冊を毎月讀んでゐることになるのであつて之を一言にしていへば教化施設の成績も亦纖維工業の如く寄

第六章 福利施設

宿舍生活即ち工場を家庭とする女工の場合に於いて顯著だと謂へる。

之を要するに雇主が工場内の労働関係の事項即ち雇傭条件や工場衛生設備等以外に労働者の一身の幸福のために大金を投じて世話するほどの余力があれば宜しく之を以つて労働関係事項就中賃銀の増加を行ふべし労働者は獨立自主の人格者として一身の福利事項に就ては敢て雇主の恩恵に依頼するものに非ずとは今日文明國労働者の福利施設に對する態度であるが一方より云へば雇主が工場に福利施設を行ふは工場其物の設備を完全にすることで個々の労働者の賃銀を少額づゝ増加するよりも之を集めて工場内に種々の施設を行ひ一般労働者をして自由に之を利用せしむる事が一層労働者自身のために有利なる場合がないではないから總ての福利施設を批難するは當を得ないが之を設けるには總ての労働者が大體平等に之を利用し得るが如き事項に費用を投ずるのが正當であり且つ總ての労働者の生活に最も密接の利害關係ある事項を選ぶのが至極必要である。

こゝで福利施設今後の趨勢に就いていふと別段の進歩は望み難いが之は寧ろ當然といふべく今後は福利の代りに賃銀其他の労働条件の改善が要求せられ又労働者雇主一般の協力に由ることを要する事業の中最も緊切なるものは労働保険の如き公の制度となりて共済組合の如き福利施設に代るものと思はれる。

第三節 共済組合

共済組合を設けてゐるものは一五六工場中七八で今之を表示すると次の如くである。

	工場数	全工場数	割合
A	一二	三八	三・二
B	二九	四七	六・二
C	一五	三四	四・五
D	五	七	七・一
E	六	一〇	六・〇
F	一一	二〇	五・五
計	七八	一五六	五・〇

即ち右によると數では機械工場割合では飲食物工場が最も優つてゐる譯で繊維及化學工場となること甚だ振はないが之は同工業に於いては前述した如く工場主施設の福利機關が比較的よく整つてゐる自然共済組合の必要がないからと解したい。

こゝで共済組合の名稱目的組織組合員數出資額及事業の種類について觀察すると次表に示す如くである。

A

工場番号

名称

目的

組織

組合員数

出資額

業務

救済

購

賣

娯

業

種類

業務

救済

購

賣

娯

業

二〇〇 共済組合社

組合員の疾病は自費負担の重なるため被害は甚大なるを救済する

監工の保護に備へて組織する

二二二

組合員毎月の掛金は二ヶ月の給付料の二ヶ月の間に於ける掛金の総額に於ける掛金の総額を補給する

(救) 嘱託醫をおく

(イ) 死亡給與金 一〇圓乃至三〇圓

(ロ) 産後給與金 給料日額の二分の一(但産前一週)

(ハ) 病傷給與金 加入後六ヶ月未満三分の一、六ヶ月以上二分の一

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

六〇〇 共済工場

相互扶助

男工青年團に加入せるもの及び單身の女工を以て組織する

男 一七〇
女 二〇〇

雇主側の出資なし

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

一六〇 共済組合社

相互扶助

監工の保護に備へて組織する

一、一七六

組合員は月収の百分の一を以て組合費を納む

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

一七〇 共済工場

相互扶助

當工場に在職の者を以て組織する

一、四八一

組合員毎月の掛金は一ヶ月の掛主側出資なし

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

二〇〇 共済組合社

相互扶助

職工の自由

一、〇〇六

掛金日収の三分の二を以て組合費を補助する

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

三三〇 共済組合社

相互扶助

本社及分工場に勤務する者及び其の家族を以て組織する

三、八三二

掛金毎月金十圓を以て組合費を支出する

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

進するを以て目的とす

當工場に在職の者を以て組織する

一、四八一

組合員毎月の掛金は一ヶ月の掛主側出資なし

(救) 社醫をおく、救済は之が検診に基きてなすものとす

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

(イ) 罹病負傷の時一ヶ月間に限り毎日賃金の二分の一

(ロ) 一ヶ月以上勤務者分給の時賃金三週間分以内

(ハ) 病傷の爲に退社したる時二〇圓以内の弔慰料

(ニ) 罹災給與金 十五日分—三十日分、家族五日分—七日分

(ホ) 脱退給與金 二日分—二十日分

第六章 福利施設

工場番号 名称 目的 組織 組合員数 出資額

事務 救済 購置 娯楽

二八 ○○工場 従業員相互の救済慰籍等を目的とする

掛金毎月日給額の二分の一、半年間に於ける半期末に於ける組合員の掛金総額以内の金額を補助金として支出す

(一)内一ヶ年を増す毎に六十日分加算
(二)死亡給與金 十五日分—三十五日分(一ヶ年—三ヶ年)
(三)脱會給與金 掛金を通算したる額
(四)特別給與金 一時召集の際日給額の三分の一

二九 最近實施 規則書未着

二、四三四 毎月の掛金給料の百分の三を会社より毎期収

(一)病氣負傷の爲缺勤四日より日給十分の七(百二十日を限度とす) 妊娠又は分娩の爲缺勤するもの當日より日給十分の七(分娩前三十日後四十五日を限度とす)
(二)業務上の病傷の治癒したる時
終身自用を辨ずること能はざるもの給料五〇〇日分—六〇〇日分
終身業務に服すること能はざるもの 三〇〇日分—四〇〇日分
従來の業務に服する事能はず健康を復せず女子の外貌に醜痕を残したるもの—〇〇日分—三〇〇日分
(三)死亡の場合葬祭料二〇圓以下遺族扶助料日給三十分—四十分の時葬祭料四〇圓以下遺族扶助料配偶者死亡の時弔慰料一五圓以下

三二 共済組合 共済

以て組織す 人保険料(掛金)の半額以上に相當する補給金を支出す

(一)業務ありて之が診療を受けたる時は薬價三割補給
(二)職務の爲傷害死亡疾病の場合
(イ)死亡又は重傷 三〇圓—一〇〇圓
(ロ)指趾を失ひ又は之に準ずべき場合 二〇圓—五〇圓
(ハ)傷害缺勤十五日以上及び時 五圓—一〇圓
(ニ)職務に依らざる死亡疾病傷害の場合
(イ)死亡又は重傷 三圓—一〇圓
(ロ)疾病傷害により一ヶ月以上缺勤 二圓—七圓
災害を受けたる場合 見舞金一〇圓以内
入營勸員召集等 二圓位の金員(但勤続一ヶ年を加ふる毎に金一圓)
點呼豫備召集等 三十日を限度として日給の二分の一

三三 久潤會 相互救済

〇〇店従業員を以て組織す

三三 三二に準ず 三二に準ず 三二に準ず

第六章 福利施設

三三 三二に準ず 三二に準ず 三二に準ず

三三 三二に準ず 三二に準ず 三二に準ず

第六章 福利施設

工場
番號

名稱

目的

組織

組合員數

出資額

事業の種類
救済 購置 娛樂

三五
共済組合
相互共済

工場
の
従業員
を以て組
織す

二一〇

雇主労働者同額
毎月掛金月収の
百分の二

三九
共済工場

會員の冠婚
葬祭の慶弔
及負傷疾病
の慰問金を
贈與するに
あり

一〇七

毎月掛金二十
元
毎月より毎月
十元宛補助

四〇
工友會社

會員相互の
慰問金を
品性の向上
を圖り勤儉
貯蓄の美風
を養ふを以
て目的とする

二八〇

毎月の掛金五
元
雇主側の定まり
たる出資なし、
寄附金に待つ

四一
實用親和會

相互の善隣
厚誼を計り
喜憂を共に
親睦を相互
の和を保つ
ことを目的
とする

一九四

會員は毎勤定工
賃或は月俸の百
分の一を離出す
雇主の出資不明

四二
共済會所

會員相互の
親睦を計り
救済家族の
福利を以て
目的とする

一六二

雇主労働者同額

四三
職工共済會

共済救済し
其慰安に努
むるを主な
目的とする

三六五

毎勤定工賃の百
分の一(毎月掛
金)より五百
圓補助す

- (醫) 喉嚨を置き之が診断書を提出するに非ざれば本會の給與を受けるを得ず
- (救) (イ) 病傷の爲め欠勤七日以上八日より日給の二分の一(三ヶ月を超ゆる時は給與停止)
- (ロ) 公務に因る病傷の爲め休業十五日以上十六日より日給五分の一
- (ハ) 病傷の爲め退所又は解雇の場合勤続一ヶ年未満日給十分二ヶ年未満二十日分以上一年を増す毎三日分
- (ニ) 二ヶ年以上勤続者過失なくして解雇退所するもの日給の五分一分を増す毎三十分
- (ホ) 死亡したる時勤続一ヶ年未満日給十分一分、一年を超ゆる時勤続一ヶ年未満日給十分一分、一年を超ゆる時勤続一ヶ年未満日給十分一分、一年を超ゆる時勤続一ヶ年未満日給十分一分、一年を超ゆる時勤続一ヶ年未満日給十分一分
- (ト) 家族死亡の場合一〇圓以下の弔慰金
- (チ) 天災を被りたる時は程度により一五圓以下の見舞金
- (リ) 傳染病豫防の爲め交通遮断の場合日給二分の一
- (現) 兵役召集(勤続一年未満七分(一年を増す)常召集(同)二年同(十分分)毎に三分分)
- (召) 召集三ヶ月の時一〇圓以下、同三週間の時五圓以下

第六章 福利施設

四五
親友會所

相互救済、
養に當る事
業に貢獻、
修養に當る
事を以て
目的とする

一六〇

時々寄附す金額
一定せず

四八
職工共済會

職工の相互
救済及其他
の便益を以
て目的とする

六三一

掛金一勤定毎に
日給額の百分
の十五掛金の二
分の一補助す

- (醫) 指定醫をおき之が臨検を拒む事を得ず
- (救) (イ) 職務上の死傷病
- (ロ) 重傷に至りたる時：日給百二十日分
- (ハ) 両眼を盲し若しくは終身自用を辨せざる時：百二十日分以内
- (ホ) 自用を辨ずと雖も勞務につく能はざる時：百

第六章 福利施設

工場番号	名称	目的	組織	組合員数	出資額
	職工共済會	扶助共済	及監視夫、小使		

事業の種類

- 一、業務の種別
- 二、業務の種別
- 三、業務の種別
- 四、業務の種別
- 五、業務の種別
- 六、業務の種別
- 七、業務の種別
- 八、業務の種別
- 九、業務の種別
- 十、業務の種別
- 十一、業務の種別
- 十二、業務の種別
- 十三、業務の種別
- 十四、業務の種別
- 十五、業務の種別
- 十六、業務の種別
- 十七、業務の種別
- 十八、業務の種別
- 十九、業務の種別
- 二十、業務の種別

四九	職工共済會	扶助共済	依る従業員	四八七	毎月の掛金、月収の百分の一、會社側の出資なし
五一	共済組合	相互共済及規定の給與金を支給するを以て目的とする	本所従事員を以て組織	三九〇	掛金、月給者は月給百分の二、一日給百分の二、五日給百分の二、より毎半年組合

第六章 福利施設

五三	被○濟○會所	冠婚葬祭の慶弔及負傷の疾病の慰問金を贈與するにあり	雇傭關係による従業員		掛金毎月日給の千分の二、出資不明
五五	共織○濟心○部會所	會員相互生活の向上及活動の向上を爲す施設を爲す	當所職工全職員を以て組織	二七七	本會の費用は會員の會費及寄附金により支辨す、雇主の出資額不明

- (一) 産婦給與金：入會後、一ケ年を経過して分娩したる時、分娩前三十日後二十一日間一日に付贈金額の十分の八
- (二) 災害給與金：贈金月額八ケ月分以内
- (三) 特別給與金：傳染病の爲交通遮断又は隔離の時一日につき贈金月額十分の八
- (四) 應召給與金：陸海軍へ一時召集の時本人贈金月額に相當する割合
- (五) 近親傷病死亡給與金：病傷五回乃至二十四死亡に相當する割合
- (六) 疾病老衰退職給與金：入會五年以上贈金月額四ケ月分以上、百十ケ月分乃至四十九ケ月分
- (七) 勤続給與金：贈金月額二十五ケ月分乃至四十九ケ月分
- (八) 脱退給與金：贈金現在額十分の八乃至全額
- (九) 共済貸付金：入會後三ケ年以上、不時の災害等の爲必要とするものに月額贈金三十ケ月分まで貸付(但し日歩二錢以内)

- (イ) 職務上の死傷病
- (ロ) 職務上の死傷病
- (ハ) 職務上の死傷病
- (ニ) 職務上の死傷病
- (ホ) 職務上の死傷病
- (ヘ) 職務上の死傷病
- (ロ) 職務上の死傷病
- (リ) 職務上の死傷病
- (ル) 職務上の死傷病
- (レ) 職務上の死傷病
- (ロ) 職務上の死傷病
- (リ) 職務上の死傷病
- (ル) 職務上の死傷病
- (レ) 職務上の死傷病
- (ロ) 職務上の死傷病
- (リ) 職務上の死傷病
- (ル) 職務上の死傷病
- (レ) 職務上の死傷病

第六章 福利施設

工場 番 名 稱 目 的 組 織 組 合 員 數 出 資 額

五九 親友部會所 五八に準ず 五八に準ず 一、四二〇 五八に準ず

事業の種類

救濟 購買 娛樂 購買：第一類：日用品、工場用品、化粧品、賣藥、食券其他簡單なる食料品を販賣す、販賣方法は掛賣(原價に小額の利益を加算す) 第二類：薪炭、米、麥等第一類品以外のもの、販賣方法は豫約方法をとる 食堂：正會員の爲に食堂を設く

(醫) 醫療係幹事四名指定醫を置く (救) (イ) 會員死亡の時：弔慰金十五圓 供花料金五圓 (ロ) 家族死亡の時：弔慰金十圓 (ハ) 傷病の爲に三週間に亘る時見舞金五圓 (ニ) 公務の爲に負傷したる時休業日五日以上に亘る時見舞金二圓 (ホ) 兵役徵集に應ずる爲に退社する時：餉別金四圓 (ヘ) 會員又は配遇者出産したる時：祝金三圓 (ト) 公務の爲に死亡又は負傷し自用を辨ずること能はざるもの：特別見舞金七十一圓乃至百圓 (チ) 終身勞務に服する能はざるもの：四十一圓乃至七十圓 (リ) 從來の勞務に服する能はざるもの健康舊に復せず女子の外貌に醜痕を残したるもの二十六圓乃至四十圓 (ヌ) 身體舊に復せずと雖も引續從來の勞務に服することを得るもの：四圓乃至二十五圓 (購) 日用品の廉價販賣、掛賣、現金賣の三種とす 販賣方法は豫約販賣、掛賣、現金賣の三種とす 教育：(イ) 會誌毎月一回發行投稿は會員贊助員に限る (ロ) 講演會：知名士を招聘して毎月一回之を開催す (ハ) 修養板：自省及常識の二欄に分ち格言俚諺等及通俗的智識を涵養すべき文章を掲ぐ (ニ) 圖書：會員の自由閱覽に備ふ、貸出は一人一冊 (イ) 運動器具及設備(野球、庭球、擊劍、其

第六章 福利施設

六〇 共濟會 相互救濟 當所従業者

二五七

毎月の掛金、定額者三〇錢請負者一圓 明主の出資額不明

(救) 一、業務上

(ハロ) 他の器具を備付け土俵、鐵棒、テニスコート等) 陸上運動會：年一回開催す 遠足及見學會：隨時遠足又は見學會を主催す、費用は其都度参加者より實費を徴す

六三 大自會 親交、智徳 社員、事務 互の向上、相 部を含む

一一二

雇主の出資は労働者の出資以上

一五四

四三に準ず

四三に準ず

四三に準ず

六四 職工共濟會 四三に準ず 四三に準ず

二四四

毎月の掛金、日給額の二分の十

(救) 一、業務上

(ロ) 死亡の時：弔慰金、掛金の二倍 (イ) 傷病又は老衰の爲退職したる時：餉別金掛金の

(救) 一、業務上 (イ) 死亡：毎期定掛金の三百倍 (ロ) 終身自用を辨ずること能はざるに至りたるもの：毎期定掛金の百倍乃至五十倍 (ハ) 自用を辨じ得ると雖も終身勞務に服し得ざるもの毎期定掛金の五十倍乃至百倍 (ニ) 業務以外 (イ) 死亡救済金：勤続一年未滿乃至三年未滿毎期勤定掛金の五十五倍乃至七十五倍 (ロ) 特定救済金：入會後六ヶ月以上肺結核に罹り解離せられたる時、一年未滿乃至三年未滿(三五倍乃至四五倍) 三年以上は一年未滿毎に五倍を加ふ (ハ) 會社の都合、戰時事變、徵兵召集の時脱退救済金(掛金額に相當する額) (ニ) 勤続救済金(入會後五ヶ年以上) 毎期定掛金の六五倍、五ヶ年以上一年未滿毎に五倍を加ふ (ホ) 療養救済金：二十一日以上欠勤するを要する場合二十日を越へたる休業中五十日間を限度として日給二分の一を給す

第六章 福利施設

工場番号	名称	目的	組織	組合員数	出資額	雇主の出資額
		救済するにあり	の下に組織			

事業の種類

- (一) 救済
- (二) 職業訓練
- (三) 購買
- (四) 娯楽

六六 善誠會
會員相互の救済と其他の救済事業を以て行ふにあり

一二九

毎月の掛金日給
一圓以上者
三圓以上者
十圓以上者
主の出資不明
雇下

六七 職親友部會
會員相互の救済と其他の救済事業を以て行ふにあり

二、五〇〇 五八に準ず

- (一) 救済
- (二) 職業訓練
- (三) 購買
- (四) 娯楽

第六章 福利施設

七五 協親會
會員相互の救済と其他の救済事業を以て行ふにあり

社會の利益を注意し併せて會員相互の救済と其他の救済事業を以て行ふにあり

一九五

掛金日給
一圓以上者
三圓以上者
十圓以上者
主の出資不明
雇下

- (一) 救済
- (二) 職業訓練
- (三) 購買
- (四) 娯楽

り智徳を涵養するにあ
るものより成
るものより成
るものより成
るものより成

- (一) 救済
- (二) 職業訓練
- (三) 購買
- (四) 娯楽

第六章 福利施設

Table with columns: 工場番号, 名称, 目的, 組織, 組合員数, 出資額. Includes entry for 八〇 職工組合 with details on mutual aid and membership.

Table with columns: 官一, 官二. Includes entries for 共済組合 and 草案申請中.

事業の種類

Medical and welfare services including hospitalization, medical care, and financial assistance for various conditions.

第六章 福利施設

Table with columns: 官三. Includes entry for 共済組合 with details on member benefits and financial support.

Table with columns: 八六, 八七. Includes entries for 共済工場 and 親友會 with details on social and financial activities.

Table with columns: 九〇. Includes entry for 朝鮮人相互會 with details on mutual aid for Korean workers.

Table with columns: 九一. Includes entry for 共済會社 with details on membership and financial contributions.

Medical and welfare services including hospitalization, medical care, and financial assistance for various conditions.

第六章 福利施設

工場 香 名 稱 目 的 組 織 組 合 員 數 出 資 額

男子 一〇五
女子 一五〇
明 主 出 資 額 不

事業の種類

醫 務 救 濟 購 賣 娛 樂
(一)退職の時、二圓―十五圓(貸別金)
(二)身元保証金を限度として月賦返済の方法を以て
金銭の貸出をなす

九二 親 確 會 相互扶助
救済、親交

二〇九 當所に従業
する職工

九三 親 職 會 職 工 會 員 の 救 済
慶弔及慰安

當社の職工
に於て入社
後六ヶ月を
経過したる
職者を以て組
織す

一五〇 毎月の掛金十錢
乃至五十錢
毎月會社より
十圓を寄附す

(救)イ 結婚の時：三圓―五圓
ロ 入營の時：右に同じ
ハ 出産の時：右に同じ
ニ 家族死亡の時：右に同じ
ホ 職工死亡の時：十圓―二十圓
ヘ 職工死亡の時：十圓―二十圓
ヘ 職工死亡の時：十圓―二十圓
ヘ 職工死亡の時：十圓―二十圓
ヘ 職工死亡の時：十圓―二十圓

九四 共 濟 會 救 済、慰 安

重役、社員
及職工を以
て組織す

四七〇 掛金毎助定に其
受領金額の百分
の一の
雇主の出資同額

(醫) 嘱託醫を置く、診察料、藥價、入院料の三分の二を
負擔す
(イ) 負傷疾病の爲終身就業し能はず、又在職中死亡
する時は退職死亡當時の給料月額を限度として
手當を給す
(ロ) 不時の災害の時は相當の貸金をなす返済方法は
其の資力を參酌す

九五 共 濟 會 不 幸 を 救 済
し 且 養 老 資 金 を 以 て 充 つ る
を 以 て 目 的 と す

〇〇工場男
職工を以て

一九 毎月の掛金三十
錢當店の補給金
額は救済金の不
足の場合無制限
に補給す

(醫) 嘱託醫を置く
(イ) 傷病給與金、療養缺勤七日以上に及ぶ時八日
より三十錢宛(二十日間を限る)
(ロ) 特別救済金、結婚出産の時：二圓―三圓、勤務
演習點呼等の場合相當の救済をなす

第六章 福利施設

九〇 友 會 相互扶助、
徳性涵養向
親睦幸福増
進

一七〇 會費毎月二十錢
雇主の出資額不
明

一〇一 共 濟 會 共 濟 職 工 の 自 治 體

九三 雇主の出資無し

一〇二 共 濟 會 相 互 救 済 職 工

四九七 會費毎月四十錢
會社側補助金不
定額

(醫) 嘱託醫を置く、診察料無料
(イ) 療養費(療養七日以上に及ぶ時)、公症：二圓―
十圓、私症：一日に付六十錢―九十錢、女工の
分は私症とし三十日間とす
(ロ) 慰給金(治療後身體障害の程度により)、公症：
五圓―百五十圓、私症：三圓―百圓
(ハ) 弔慰金(會員死亡の時)、勤続一ヶ年以上、五ヶ
年未満四十圓―九十圓、六ヶ年以上は一年を增
す毎に十圓を加ふ、家族死亡の時は祭料十圓
(ニ) 兵役給與金：勤務演習、金五圓、入營同十圓
(ホ) 貸與金：不慮の災害に遭ひ生計困難なる時無利
子にて貸與す金額は二百圓を限度とす
(ヘ) 慶事(結婚、出産)金五圓
(ト) 脱退給與金：本人掛金の十分の二
(購) 組合制度にして日用品を販賣す

第六章 福利施設

事業の種類
醫務 救済 購買 娯樂

工場番號	名稱	目的	組織	組合員數	出資額
一〇五	親友會	風紀の匡正 親睦、相互 の扶助	職工のみ 自治	四三〇	毎月の掛金二十 錢 雇主の出資額不 明
一〇六	共濟會	相互救済	當所の職工	一六〇	毎月掛金二十錢 雇主の出資額毎 月十二圓
一一〇	救濟會	相互救済	當所職工の 自治	一三〇	不 明
一一一	勞務組合	相互救済	當社職工の みより成る	三八八	毎月の掛金日給 の一日分 雇主の出資同額
官四	現業員 共濟組合	職工の福利 増進、相互 救済	會員組織	二、二七一	雇主の出資は勞 働者の出資より 少きもの
官五	官一に準ず	官一に準ず	官一に準ず	一五〇	官一に準ず
官六	官四に準ず	官四に準ず	官四に準ず	三五〇	官四に準ず

D

第六章 福利施設

工場番號	名稱	目的	組織	組合員數	出資額
一一〇	職工 共濟會	會員相互に 疾病災厄を 救済するに あり	當工場職工 及入社後職 工に達し たる見習職	二〇〇	毎月の掛金 イ、本職工 十二錢 ロ、見習工 七錢 會社より毎月 一人につき十 錢の補助
一一一	使用人 共濟會	吉凶慶弔に 際し共済す	當會社の本 備職工の自 治	三二五	毎月の掛金二十 錢 雇主の出資同額
一二三	會社 共濟會	相互の慰安 扶助	當社の工手 を以て組織 し會社之を 保護監督す	五一九	毎月の掛金日給 一日分の十分の 雇主の出資同額

E

(醫) 醫局を設け醫員看護婦を置く、費用診察料、薬價、手術料は會社之を負擔し入院料の半額は本會に於て負擔す

(救) 職務の爲癡疾となり又は死亡したる時、給料一ヶ月分を限度として贈與す

(ハ) 家族死亡の時、弔慰金十圓以上

(ロ) 不時の災害に罹りたる時金圓貸與(返済の方法は本人の資力を參酌す)

(救) (イ) 業務上以外の傷病の爲缺勤療養一週間以上に及ぶ時八日より日給の二分の日給の二分の日給(四〇日を限り)

(ロ) 業務上の傷病の爲二週間以上缺勤する時は十圓

(ハ) 女子分娩の際前項に準ず

(ホ) 軍事分焼の場合日給の十分の三(四十日を限り)

(ニ) 家族病氣看護の爲七日以上缺勤する時八日目より日給の十分の三(四十日を限り)

(ヘ) 退養料を支給す、病傷老衰の爲退社する時日給六十日以内、終身自用を辨せざる時日給百

第六章 福利施設

工場名 稱 目的 組織 組合員數 出資額

一二五 共済金 會員相互の増進並福利 全従業員 四〇〇 毎月の掛金月収額の三分の一を出したる金額の三倍を補助す

一二六 一二五に準ず 同上 同上 一、四六〇 一二五に準ず
一二九 一二五に準ず 同上 同上 二三五 一二五に準ず

事務 救済 購買 娛樂

(イ) 見舞金：會員療養の時二十日以上缺勤の時金十圓、災害に罹りたる時金五十圓以下、傳染病の時金五十圓、交通遮断せられたる時金十圓
(ロ) 弔慰金：死亡の時金三十圓、女子會員分娩の時金の適用を受く
(ハ) 祝賀金：結婚の時金十圓、出産の時金五圓
(ニ) 餞別金：入會後三年以上のもの一ヶ年に付金二圓
(ホ) 貸付金：事情を參照して二百圓以内
(ヘ) 家族死亡の時：五圓乃至二十圓、家族疾病に罹り一ヶ月以上に亘りたる時金五圓

(救) 醫務室の設備あり醫員、藥劑師、看護婦若干名をお
(イ) 見舞金：會員療養の時二十日以上缺勤の時金十圓、災害に罹りたる時金五十圓以下、傳染病の時金五十圓、交通遮断せられたる時金十圓
(ロ) 弔慰金：死亡の時金三十圓、女子會員分娩の時金の適用を受く
(ハ) 祝賀金：結婚の時金十圓、出産の時金五圓
(ニ) 餞別金：入會後三年以上のもの一ヶ年に付金二圓
(ホ) 貸付金：事情を參照して二百圓以内
(ヘ) 家族死亡の時：五圓乃至二十圓、家族疾病に罹り一ヶ月以上に亘りたる時金五圓

(購) 米穀、薪炭、醬油、雜貨、文具、衣服、飲食物、日用品其他特に必要な物品を廉賣す
(娛) 講演、圖書、謠曲、圍碁、劍道、弓術、端硯、遠足、野球、庭球、卓球、撞球、聯珠、將棋、角力等の各部を設く
春秋二回當部大會を開く
雜誌「親友」を毎月一回發行

一二五に同じ
一二五に準ず

第六章 福利施設

一三四 博愛會 互に親和敬愛し吉凶相あり
〇〇活版工場
不明
毎月會費
イ正會員二五錢
ロ準會員一五錢
雇主の出資同額

F

信友會 會員相互の親睦救済
工場印刷工場
不明
毎月會費
イ特別會員五〇錢
ロ正會員廿錢

一三〇 一二五に準ず 同上 同上 二八〇 一二五に準ず
一三三 共済會堂 協同一致、格互親睦人を計り向上を場合共済すにあり
當堂従業員に達したる後三ヶ月の間に對する金額も金額不定
毎月會費
分給者給料の百分の一、日給者日額三時間に對する金額も金額不定

一二五に準ず

(救) 甲
(イ) 結婚：十圓
(ロ) 出産：初産五圓、次産三圓
(ハ) 死亡：會員五圓、家族十圓乃至三十圓
(ニ) 出征入營：三ヶ月五圓、二年以上十圓
(ホ) 火災：會員十圓、家族十圓乃至三十圓
(ヘ) 傷病：會員十圓、三十圓以上引續き治療を要したるもの
(ト) 業務上の負傷：二十圓(三十日以上引續き治療を要するもの)
(チ) 退職退社：十圓乃至三十圓、病氣退社：三十圓
(イ) (傳愛會)
(イ) 死亡：會員三十五圓又は五十圓、家族二十圓又は三十圓
(ロ) 結婚：十圓、再婚五圓
(ハ) 出産：初産五圓、次産三圓
(ニ) 入營：十圓、三ヶ月入營五圓
(ホ) 退職：八圓乃至三十圓、病氣退職五圓乃至廿圓

第六章 福利施設

工場 番号 名称 目的 組織 組合員数 出資額

一四九 共済會 會員の親睦を旨とし災禍共済の美風を涵養し各自に慰安を興ふるに

一二六

毎月の會費六錢以上五〇錢迄創立の時會社より三百圓の寄附ありたるのみ

業務の種類
 救濟、購買、娛樂
 家族一人に付五十錢以内
 結婚：十圓
 出産：十圓
 不時災害の時：三十圓以内
 兵役出征の時：十圓以内
 退職轉勤（在職一年以上の者）辭職：十圓以内
 作業上の負傷治療一ヶ月を超ゆる時：五圓以内
 會員家族の娛樂會を隨時行ふ

(救)

イ 業務の爲死亡：三十圓乃至七十圓
 ロ 終身自用を辨ずる能はざるもの：二十圓乃至五十圓
 ハ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ニ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ホ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ヘ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ヘ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ト 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 テ 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓
 ト 終身業務に服する能はざるもの：十圓乃至廿圓

官七 官一に準ず 同上

同上

一、一〇六 官一に準ず

先づ名稱について見ると相愛會久潤會工友會親和會掖濟會大自會善誠會など種々あるが大體に於いては何々共済會又は何々共済組合といふ如く共済會又は共済組合の上に名をつけてゐるものが多いとしてその目的とする所は悉く相互扶助にあつて組合員の退職疾病負傷死亡又は不慮の災害のため受けたる不幸又は妊娠のため勤務に服する能はざるものを相互扶助する外日用必須の品を安價で提供し或は娛樂設備を整へて工場生活をして愉快ならしめるためのものが多い。

第六章 福利施設

組織についていふと男工にして青年團に入會せざるもの及獨身女工を以つて組織するもの不詳のもの各一工場の外會社の保護の下に組織せざるもの九工場職工の有志又は自由に任せてゐるもの五工場男工のみによるとせるもの一工場で残り六一工場は全然當該工場の職工だけか又職工は職工でも三月乃至一年間勤務せざるものとか又職工監視船員定夫小使は凡てとするもの及重役以下全部とせるもので之を表示すると次の通りである。

會社の保護によるもの	A	4	B	4	C	0	D	0	E	1	F	0	計	9
男工にして青年團に入らざるもの及獨身女工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
職工全部又は社員備をも含むとせるもの	5	21	11	5	5	11	61							
職工の有志又は自由に任すとせるもの	1	4	0	0	0	0	5							
不	明	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2		
男工のみとせるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	12	29	15	5	6	11	78							

次に組合員数について云ふと織維一二、八五〇人機械二八、五五九人化學三、四四六人飲食物三、三七一人特種三、二二九人雜二、九七一人で機械工が一番多くそれから織維工となつてゐるが全職工數に比

較すると福利施設の行届いてゐない工場程會員數が多いやうに思はれるがそれは兎に角全會員數は五四、四一六人であるから全成年工九〇、一八九人の中三五、七七三人だけは之に入會してゐないことになるのである。

出資額について見ると全然工場側が補助してゐないもの七他の七一は幾分か會社が補助してゐるもので之を表示すると次の如くなる。

業種	業種		業種		業種		業種		計
	毎月一三錢	月收一〇〇分の一	日收一〇分の二	不明	不明	不明	不明		
A	一(七)	一	一	一(六)	一	一	一	一	
B	一	一	一	一(七)	一	一	一	一	
C	一(八)	一	一	一	一	一	一	一	
D	一	一	一	一	一	一	一	一	
E	一	一	一	一	一	一	一	一	
F	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	二	一	一	一(一〇)	一	一	一	一	

以上は工場側が全然出資しない工場に於ける職工の醸金高であるが次に會社側が補助する場合に於ける工場側及職工側の出資割合について見ると左表の如くである。

業種	業種		業種		業種		業種		計
	同額	三分の二額	半額	不足補助	三倍額	一分の二額	一〇圓	一二圓	
A	三二六	一三	三三三	二六	一	一	一	一	一
B	四三、七 六三、七 七、七	一	三八、五	一	一	三官一	一元	一	二、三、六、二
C	二四、二	一	一	一	一	一	一	一	八、六、六〇 九、九、三〇 一〇、一、一〇
D	二二九	一	一	一	一	一官二	一	一	二官四、六
E	二二三	一	一	一	一	一	一	一	一
F	一三三	一	一	一	一	一官七	一	一	一
計	一六	一	一六	一	一	一	一	一	一

計	F	E	D	C	B	A	月		一定の金額
							日	收	
一	一	一	一	一	一	一	五の〇分	〇	不明
二	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
三	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
四	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
五	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
六	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
七	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
八	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
九	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
一〇	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
一一	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
一二	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	〇
計	一	一	一	一	一	一	〇分	〇	不明計

右によると工場側での出金は職工と同額のもの最も多くそれに次いで半額で職工側の出金は月収を標準とするものに在つてはその一〇〇分の一一〇〇分の三とするもの日収を標準とするものにあつてはその一〇分の二とするもの一定額を定めてゐるものでは三〇銭二〇銭一〇銭のものが多くことになるのである。

更に事業の種類について見ると大體醫務救済購買娯樂の四つに別つことが出来るが尙此外體育教育に關したものがあつて之を大別すると醫務救済の二部に別けて仕事をしてゐるものが一七救済のみのも二〇醫務救済修養購買に分けてゐるもの一救済娯樂四救済購買一醫務一醫務救済購買及娯樂に分つてゐるもの四工場で他の二八の事業については不明である。

第七章 雇傭關係の繼續期間

我國勞働者の最大缺點は何んど云つても同一工場に勤務して居る期間の短いこと之が爲め我工業上に蒙りつゝある損失は決して少くないのである。この勤続率の短いこと即ち雇傭關係の繼續期間の短い原因としては一般に國民性に基く缺點や國民の體質に因る弱點や勞働者及其父兄の無知識や周圍の惡風などを擧げてゐる如うだが一面に於ては勞働雇傭契約に大きな缺陷があり且つ工場にした所で

我國工業の發達が主として世界大戰に影響せられてゐる關係上其創設の如きも日尙淺く労働者の方も都會の好景氣に誘はれて來た無經驗の農民子弟で特に落付のない未婚者が多いから勤続率も高かるべき筈なく而かも幾多の泡沫會社が戦後の不況に出逢つて一溜もなく枕を並べて倒れた結果勢ひ労働者の移動を促した等のためではあるまいか。

果して然りとすれば労働條件が改善せられ一方労働者階級なる永続的の階級が生れ且つ現在の工業が將來に於ても順調な發達をつくれるならば大阪に於ける労働者の雇傭継続期間の如きも自然延長されるべきは勿論で今一五六工場に於ける成年男女工九〇、一八九人の勤続年數に就て見ると左表の如くである。

(甲)

工場番號	別性	A		
		最長勤 續月數	最短勤 續月數	平均
三	女男	三六	一一	二二
二	女男	二二	一一	一五
一	女男	二二	一一	一五
				平均
				二二
工場番號	別性	B		
		最長勤 續月數	最短勤 續月數	平均
六	女男	二六	一一	一八
五	女男	二二	一一	一五
四	女男	二二	一一	一五
				平均
				一八

二〇	女男	二二	一一	一五
一九	女男	二二	一一	一五
一八	女男	二二	一一	一五
一七	女男	二二	一一	一五
一六	女男	二二	一一	一五
一五	女男	二二	一一	一五
一四	女男	二二	一一	一五
一三	女男	二二	一一	一五
一二	女男	二二	一一	一五
一一	女男	二二	一一	一五
一〇	女男	二二	一一	一五
九	女男	二二	一一	一五
八	女男	二二	一一	一五
七	女男	二二	一一	一五
				平均
				一五
三四	女男	二二	一一	一五
三三	女男	二二	一一	一五
三二	女男	二二	一一	一五
三一	女男	二二	一一	一五
三〇	女男	二二	一一	一五
二九	女男	二二	一一	一五
二八	女男	二二	一一	一五
二七	女男	二二	一一	一五
二六	女男	二二	一一	一五
二五	女男	二二	一一	一五
二四	女男	二二	一一	一五
二三	女男	二二	一一	一五
二二	女男	二二	一一	一五
二一	女男	二二	一一	一五
				平均
				一五

(甲)

前表中の最長勤続年数は調査工場一五六に於て女工を使用せざるもの二二男上を使役せざるもの一計二三を減じ男工一五五人女工一三四人合計二八九人を基數としたもので今之を按配すると左の二表が得られる。

第一節 最長雇傭期間

工場番號	性別	官營工場			工場番號	性別	官營工場		
		最長勤続月數	最短勤続月數	平均			最長勤続月數	最短勤続月數	平均
一	女男	三六	一一	三六	二	女男	一一	三六	
三	女男	三六	一一	三六	五	女男	一一	三六	
四	女男	三六	一一	三六	六	女男	一一	三六	
七	女男	三六	一一	三六					

(乙)

B

工場番號	性別	民營工場			工場番號	性別	民營工場		
		最長勤続月數	最短勤続月數	平均			最長勤続月數	最短勤続月數	平均
一三二	女男	三六	一一	三六	一四一	女男	一一	三六	
一三三	女男	三六	一一	三六	一四二	女男	一一	三六	
一三四	女男	三六	一一	三六	一四三	女男	一一	三六	
一三五	女男	三六	一一	三六	一四四	女男	一一	三六	
一三六	女男	三六	一一	三六	一四五	女男	一一	三六	
一三七	女男	三六	一一	三六	一四六	女男	一一	三六	
一三八	女男	三六	一一	三六	一四七	女男	一一	三六	
一三九	女男	三六	一一	三六	一四八	女男	一一	三六	
一四〇	女男	三六	一一	三六	一四九	女男	一一	三六	

勤続年数	職工数		性別		官私別
	男	女	官	私	
四〇年以上	4	0	0	0	官
三〇年以上	4	0	0	0	官
二〇年以上	3	0	0	0	官
一〇年以上	3	0	0	0	官
五年以上	3	0	0	0	官
一年以上	3	0	0	0	官
三年以下	7	2	0	0	私
合計	24	2	0	0	官

業種	性別		官私別
	男	女	
A	0	0	官
B	0	0	官
C	0	0	官
D	0	0	官
E	0	0	官
F	0	0	官
合計	0	0	官

性別平均	官私別		業種	性別	總平均
	官	私			
男	2.5	2.5	A	男	2.5
女	2.5	2.5	B	女	2.5
合計	2.5	2.5	C	合計	2.5

こゝで右の二表を夫々仔細に觀察すると次の如くである。

一 性別最長勤続年数

先づ性別に就いて見ると一五年以下の勤続者は男工よりも女工に多く一五年以上になると女工は激減して男工が迥に其數を増してゐるのみか官私營工場及業態別に見た性別平均勤続年數に於いても男工は女工を凌駕してゐるから其總平均の如きも男工の一八四ヶ月に對し女工の一三〇ヶ月となつてゐるのは女工が家政及體質上其勤続を制限されるのと主として女工を使用する工場即ち繊維飲食物工場の大多數が年少女工を歡迎するのに依るものと解すべきである。

二 官私別最長勤続年數

更に之を官私營工場別に見ると甲表に示す如く各年を通じて官營工場には民間工場に比して永續者の少いことは殆ど問題にならぬ程では調査した官營工場數が僅に七工場に過ぎなかつたのと夫れに官營の方では停職年數を定めてゐる關係上當然のことであるが勤続年數になると民間工場の一五五ヶ月に對し二四五ヶ月を示してゐるのは年齢や教育程度と相俟つて面白い對照である。

三 業態別最長勤続年數

茲で業態別に就いての最長勤続者數を見ると各年を通じ矢張り新興工業の飲食物工場などより古くからある繊維機械工場の方に多いのみか最長勤続年數の平均にしても乙表に示せる如く特種繊維機械工場の順序で比較的古くからあり而かも熟練を要する工場ほど高率を示してゐるのである。蓋し一年前に設けられた工場の夫れは一年であるに反し一〇年前に設けられたものにあつては一〇年と云ふ譯

で従つて古くから發達し且つ多數を占めてゐる工場には二〇年三〇年と云ふ最高勤続者があり最長勤続年数の平均にしても夫々高率を示すに反し新設工場には夫れがないからである。

されば斯く創設の時期を夫々異にする工場の最長勤続者數及年數を比較して各種業態の工場に於ける最高の雇傭期間を云々することは固より嚴密な意味に於いて正當とは云ひ難いのであるが然し同一時期に設けられた各種工業の工場に於ける最長雇傭期間を見ることは殆ど不可能であるから又止むを得ぬこと、謂はねばならぬ。

第二節 最短雇傭期間

上述の最長勤続年數に對し最低勤続年數即ち最短雇傭期間のあることも想像に難くない所であるが最短と云へば昨日採用されて今日退職すると云つた風な鯁鯁式の者まで入れねばならず従つて其統計の如きも勢ひ杜撰にして無意味のものたらざるを得ないから茲では一ヶ月以下の者は省いて最短勤続月數を見ることにしたのであるが其結果は次の如くである。

男 工	一ヶ月六日	女 工	二ヶ月一日	平 均	一ヶ月一日
					一ヶ月一日

右に依ると女工の最短勤続月數は男工のそれよりも長いことになつてゐるが之は女工が主として四

國中國及九州地方の出身者で歸國するには相當の旅費も要り道伴れも欲しい譯だが若し強いて歸るとなれば立替旅費や其他の前借も支拂はねばならず其上獨りポツチの旅路に就かなければならないので算盤に細かい而かも氣の弱い女は進まぬ乍らも一日二日と延びくになるのではあるまいか。

第三節 平均雇傭期間

以上に於いて男工一五五女工一三四計各二八九人の最長及最短勤続者を基數として最長並最短雇傭期間を観察したから茲では全職工九〇、一八九人の平均雇傭期間に就て一言したいと思ふ。尤も此平均は勤続一ヶ月以下の者を除いた平均勤続年數即ち平均雇傭期間であるのである。

性別平均	官私營別		業 態						總平均
	官	私	A	B	C	D	E	F	
男	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
女	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

備考 欄内の數字は月數を表はす

一 官私別平均勤続年數

民間工場に於ける平均勤続年數は二年五ヶ月で官營工場に於ける女工の夫れに比べるも尙一ヶ月短いことになつて居るが之は前述した官私營別平均年齢及教育程度に於いても前者が後者に劣つて居た

のに符合して民間工場に於ける職工移動の比較的多いことの證左であり而かも官營工場に於いて移動の比較的少ない理由は職工採用の當初其選擇が嚴重である許りか職工保護の諸規定が比較的よく備はつて居るから自然職工も其堵に安んじ従つて勤続年數も長引くものと解すべきである。

二 業態別平均勤続年數

平均勤続年數を業態別に觀察すると特種の三年三ヶ月を筆頭に雜の三年機械の二年七ヶ月化學の二年五ヶ月繊維の一年一ヶ月飲食物の一年六ヶ月と云ふ順序で矢張り知識經驗を必要とする業態ほど勤続年數が長く作業に大した力量熟練を要せず従つて女小供でも充分間に合ふ繊維、飲食物工場では短いことになつてゐる。こゝに謂ふ雜工業中には主として印刷工場を含んで居り而かも印刷工の平均勤続年數は前調査に依ると男工四年女工二年と云ふ比較的長い勤続年數を示してゐるから自然雜工業の勤続率が高いのである。

茲で總平均に就いて見ると二九ヶ月即ち二年五ヶ月となつてゐるから大阪に於ける工場労働者の平均勤続年數換言すれば雇傭契約平均勤続期間は大體に於いて二年半前後と云つて差支なかる可く夫れにしても我國工業の中心地である本市に於いて既に然る以上他工業都市に於ける工場労働者の勤続年數の短いことは想像に難くない所である。

然し上述の豫想にして悉く實現せられんか次に示す最長及最短平均勤続年數や總平均も自然高めら

總平均	一五年四ヶ月	一ヶ月一〇日	二年五ヶ月
性別平均(男)	一五年四ヶ月	二ヶ月六日	二年九ヶ月
性別平均(女)	一〇年一〇ヶ月	二ヶ月一日	二年九ヶ月
最長勤続年數			
最短勤続年數			

るべく而かも高められることは本市工業將來のため切望に堪へぬ所である。

第八章 雇傭關係の解除

第一節 解約條件

上述した如く本市内外全職工の平均勤続年數は二年五ヶ月にしかなつてゐない所を見ると職工は同一工場にあること僅か二年半にして他工場に移り若しくは歸農し又は商賣替をするのだ。それにしても之等職工の工場を去るに至る原因は果して何處に存するか今之を表示すると次の如くである。

(甲表)

解雇條件	A	適用	件延數	%
一定限年齢者	B	工場	五	〇.七六
	C	工場	一	
	D	工場	一	
	E	工場	一	
	F	工場	一	
	計		五	

第八章 雇傭關係の解除

解雇條件	A	B	C	D	E	F	計	件適用數條	%
二 自己の都合	3	5	3	1	7	9	28	7	2.0%
三 工場の場合	5	3	7	3	7	5	30	7	7.6%
四 無届缺勤	3	0	2	1	1	2	9	8	2.0%
イ 引續三日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ロ 同上五日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ハ 同上七日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ニ 同上十日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ホ 同上十四日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ヘ 同上十五日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ト 同上二十日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
チ 同上三十日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
リ 同上九十日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ヌ 一ヶ月を通じ引續五日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ル 同上五日以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ヲ 長期に亘る者	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
五 事故 缺勤	3	2	1	1	1	1	10	3	4.6%
イ 自己の都合により引續三日以上缺勤	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ロ 業務に因らざる傷病にて三ヶ月以上の缺勤	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ハ 同上一年以上	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%
ニ 業務上の傷病にて療養三年に及ぶも復舊せぬもの	1	1	1	1	1	1	6	1	0.6%

第八章 雇傭關係の解除

解雇條件	A	B	C	D	E	F	計	件適用數條	%
ホ 勤怠當ならざる者	10	3	6	2	5	3	39	3	5.1%
六 病傷老齢者	1	1	4	3	5	1	25	3	1.9%
イ 病傷老齢にして職に堪へずと認むるもの	1	1	4	3	5	1	25	3	1.9%
ロ 結核性傳染病者	1	1	4	3	5	1	25	3	1.9%
ハ 工場法施行規則八條に掲ぐる疾病者	1	1	4	3	5	1	25	3	1.9%
七 犯罪	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
イ 刑法上の犯罪者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ロ 不正行為有りたる者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ハ 不都合の所爲ありたる者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ニ 詐稱者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
八 社則違反	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
イ 工場規則を遵守せざる者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ロ 監督又は係員に反抗し或は暴行をなす者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ハ 工場の秩序安寧を紊るもの	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ニ 煽動教唆誘惑して同盟罷業をなすしめ又は之に雷同する者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ホ 工場内にて濫に印刷物を配布し貼紙又は落書をなす者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ヘ 工場内にて無断會合を催すもの	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
ト 許可なくして労働組合又は労働團體に加盟せる者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%
チ 工場内にて喧嘩口論又は賭博をなす者	3	3	3	2	1	1	13	4	1.9%

解 約 條 件	A	B	C	D	E	F	計	適用 件延數	%
工場内にて窃盗行為ありたる者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.00
規定外の場所にて喫煙せる者	2	3	3	2	3	5	18	3	3.33
就業中無断睡眠する者	2	1	2	1	1	1	8	1	1.25
當然盡す可き注意を怠り作業上の故障を惹起せる者	2	1	2	1	1	1	8	1	1.25
業務に怠慢なる者	4	7	4	1	1	1	19	3	3.75
風紀紊亂者	5	9	4	1	1	1	21	3	3.75
會社の體面を汚す行為ありたる者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
雇傭條件違反者	2	1	1	1	1	1	7	1	1.43
懲罰處分を受けたる者	2	1	1	1	1	1	7	1	1.43
工事に關し外來人と直接應答せる者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
工上の秘密漏洩者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
九 成績不良	7	4	2	1	1	1	16	2	2.50
イ 職工として不適當と認むる者	3	4	1	1	1	1	11	1	1.11
ロ 技術發達の見込なき者	2	1	1	1	1	1	7	1	1.43
ハ 勤務成績不良の者	2	5	1	1	1	1	11	1	1.11
ニ 品行不良の者	2	2	1	1	1	1	8	1	1.25
一〇 特殊事情	2	7	1	1	1	1	13	1	1.54
イ 文身を發見又は之をなしたる者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
ロ 職工間の折合折悪き者	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
ハ 煙草賣捌人となりたる場合	1	1	1	1	1	1	6	1	1.67
合 計	64	101	33	31	31	31	252	100.00	100.00

解 雇 條 件	實 數	百 分 比
社 則 違 反	206	32.14
犯 罪	113	17.63
無 届 欠 勤	75	11.70
自 己 の 都 合	71	11.08
工 場 の 都 合	49	7.64
成 績 不 良	37	5.77
病 傷 老 齡 者	33	5.15
事 故 欠 勤	30	4.68
特 殊 事 情	22	3.43
定 限 年 齡 者	5	0.78
合 計	641	100.00

即ち右に依ると自己の都合に依る退職を認めたものは一五六の調査工場中七一で適用條件延數六四一の僅か一割一分に過ぎず他の約九割は何等かの理由に依り工場から解雇を命せられるのであつて如何に労働者の地位が不安定であり工場経営者の権利が強大であるかは察知するに難くないのである。今上表に依つて各解雇條件の順位を示すと實に次表の通りで社則違反に據る解雇が最も多く犯罪に依る者之に次ぎ以下無届欠勤自己の都合工場の都合成績不良病傷老齡事故欠勤等の順序である。

(乙表)

右社則違反に依る解雇の中でも最も多いのは風紀紊亂者であるとして之を主要條件としてゐる工場は紡績工場機械工場印刷工場等男女工を併せ使つてゐるものに多く製菓製藥工場及電氣瓦斯工場等の如く主として女工のみ或は男工のみを使役し又男女工を併せ雇入れる場合に於いても常に何れか一年少者である工場に於いては之を條件としてゐるもの、鮮いのは當然とは云へ一寸面白いことである。尤も茲に注意すべきは表面斯くの如く男女工間の風紀維持に關し嚴重な規定を設けながら女工の永續を強制するため裏面では暗に男女工間の性交を認めるのみか之を奨励する工場も無いではないこと即ち之であるが近時工場法の勵行と工場經營者の自覺と女工の供給の容易なるとに依り漸次この弊風が一掃されつゝあることは喜ぶべき傾向である。

煽動教唆誘惑して同盟罷業をなさしめ又は之に雷同せる者との條件を設けてゐるものがその一割以上を占めてゐるのは時節柄注目し値すべきことであり又罷業に至らぬまでも團體運動を試みし者を工場規則を遵守せざるものとして解雇する向の少くないことは言ふまでもないことである。而して兩者を主要條件としてゐるものは教育程度高く従つて爭議などを惹起し易い機械工場に多いことになつてゐる。現に一工場ではあるが工場内にて無斷會合を催する者及許可なくして労働組合又は労働團體に加盟する者を解雇する向もあり又右の如く團結權を蹂躪しないまでも工場内で濫に檄文やビラ等の印刷物を配布し貼紙又は落書を爲す者を解雇する工場が一もある。

兎に角労働運動に携はり或は自ら労働爭議に加盟する者は豫めこの社則違反で解雇されることを覺悟しなければなるまい。何んとなれば近時の失業者中事業縮小及工場閉鎖の犠牲者を除く外の者は悉くこの社則違反と云ふ工場經營者に取つての傳家の寶刀で無慘にも誅られ或は當度もないこの寒空の街頭に追ひ立てられたものであり又明日よりの糧の貯へさへない身に妻子をつれて寒さと饑饉に泣くものであると云つても差支へないからである。

社則違反に次いで解雇の多いのは犯罪に關係ある場合であるが其大部分は單に不都合の行爲ありし者と規定されてゐるから労働運動に加擔した者は之に依つても取締らるべく何の道逃れることは出来ないものである。前科を匿くさんが爲めに姓名を詐稱し後發見せられて解雇される場合も可なり多いやうである。

無届缺勤に依る解雇を規定せるもの、中では五日以上七日に及んで解雇するものが最も多いが中には一工場ではあるが無届缺勤引續九〇日以上としてゐる如うな呑氣なものもある。そして事故缺勤に依る解雇は勤怠常ならざるものと規定せるもの最も多く特殊事情に依る解雇では他工場に就職せる事實を發見した場合とせるもの最も多いが中には文身を發見し又は之をなすものを解雇すと規定せる工場が紡績工業にだけ限つて四つもあるのは面白いが之は俱利伽羅紋々の大兄哥に女工が怯わだつて永續せぬからと云ふよりは寧ろ文身などする者には得てして品性上如何はしいものが多いからと解すべき

であらう。

之を要するに上掲二表が物語る如く各工場所定の解雇條件は自家に利益で職工にとつては餘りに酷な點がないではないから漸次改善せらるべきであつて若しこのまゝ放置すとせば夫れは勞資軋轢の禍根であり時の流れを知らずして舷を刻すの愚を敢てなすものと云はねばならぬ。蓋し近時勃發せる多くの爭議に於ける眞原因は勞働者の感情を傷めることの甚しき不法解雇に起因してゐると言つても過言ではないからである。

然し以上の如く解雇條件の云々せらるゝは不景氣襲來し失業者續出する今日の如き際の一時的現象で平時に在つては勞働者は約束や法律には全然無頓着で都合次第勝手に轉々放浪するを常とし各國の雇主も如何にして之を防止すべきやにつきては多大の苦心を拂つてゐる所で夫の福利事業の如きも職工の足留め策として各國に起つたものであるから謂はゞ此規定又は特別の合意を守らず無斷に勝手に解約する者は雇主にあらずして却つて勞働者側である。従つて兩者が守るべきは守り履むべきは履まなければどうしても勞資間の感情の圓滑や交渉の圓滑は期せられないのであつて獨り工場主のみを責める譯には行かないのである。

第二節 解雇豫告期間

近時この解雇豫告期間を制定することがやかましい一つの問題となつてゐるやうであるが之は近來の如く特別不景氣の場合の一時的現象で大體から云ふと雇主勞働者の双方とも随意に解約し得るの合意で採用することが一般の實情となつて居りそして斯くすることが近頃の如く特別不景氣の場合を除く外勞働者にとつて好都合なのである何んとなれば豫告期間に束縛されないで随意に自由に轉々し得ることが彼等にとつて此上もない調法なことであるからである。

假令期間を契約するも之を破る者は寧ろ勞働者側で之を歐米の現状に見るも同盟罷業の場合に於いて勞働者が大抵二週間と定めある豫告期間を守らざるは勿論個々の勞働者も亦豫告して退去する者は甚だしく概して云へば上述する如く勞働者は特別の不景氣による不意の失業といふことが無い場合は豫告期間に束縛されず自由に轉々することを主張する者であり亦わが國に於いても豫告を守らないのは殆ど勞働者側であつて勞働者は決して長き豫告期間に束縛せらるゝことを好む者でない唯勞働者側より豫告期間を云々するは單に不景氣の際の一時的現象に止まるものといつても差支へない。

仍で法律上の豫告制度も上述の如き勞働者の輿論に鑑み強制規定としないで特別合意なき場合のみ適用する任意法となつて居り更に特別合意の場合には雇主と勞働者との双方に取つて平等に同一期間を約束することを要し一方に長く他方に短かくすることを禁じてゐる國が多いが兎に角二週間豫告の通知なるものは強行法でなくて任意法となつてゐるのである。

それは扱て置いて調査工場一五六中この豫告期間を定めてゐるものが幾工場あるかと云ふに八一工場即ち五割二分は規定して居らず七五工場即ち四割八分のみが之を規定してゐるのである。尤もこの七五工場に於いて定めてゐる豫告期間は雇主労働者双方の豫告期間であつて勿論双務的のものであるから双方が之を守れば問題も起らない筈であるが景氣がよければ労働者か之を破りかう不景氣だと雇主が之を守らないで辻軒同様に不意打の解雇をする仍で労働者はこの期間の契約を楯に雇主に迫り雇主は解雇條件を楯に唯合ふからそこで期間制定が一つのやかましい問題となるのであるがそれにしても此豫告期間を規定してゐる工場の業態はどうかといふと機械工業が最も比率が高く全数の六割までが此規定を持つてゐる。之といふのも機械工場に働く労働者の鼻息が此不況によつて益々荒らく凄く不意の減首に備へるため毎にこれが制定を要求してゐるからである。之に反し最も悪いもの即ち之が規定を缺ぐ最なるものは雑工業で豫告期間を定めたものが全数の二割五分にしか過ぎない有様で今之を表示すると次の如くである。

(甲表)

A(三八)		B(四七)		C(三四)		D(七)		E(〇)		F(〇)	
工場数	同業対比	工場数	同業対比	工場数	同業対比	工場数	同業対比	工場数	同業対比	工場数	同業対比
一九	五〇%	二六	二〇%	一五	四四%	五	五七%	五	四〇%	五	一五%
一九	五〇%	二六	二〇%	一五	四四%	五	五七%	五	四〇%	五	一五%

備考 表中〇印を附せるは豫告期間を規定せざる工場数及之が対比を示す

更に之を官私營工場別に見ると次表の如く規定あるものは官營より民間工場の方が多し割合になつてゐるが之は前者にあつては後者よりも共済組合や其他の申合會が發達してゐるしそれに恩給制とか退職手當の制度なども完備してゐるから不意の解雇に逢つても餘儀なく退職した場合でも後者ほど狼狽しないで宜しい又團結して之が制定を迫ると云つた風なことも餘り無いから自然少いのであらう。

(乙表)

規定の有無	官營工場(七)		民間工場(一四)	
	工場数	百分比	工場数	百分比
期限を規定せる者	三	四三%	七二	四八%
期限を規定せざる者	四	五七%	七七	五二%

然らば右の豫告期間を規定せる七五工場は何日間の豫告期間を定めてゐるであらうか之を表に示すと次の如くである。

(丙表)

A		B		C		D	
工場番號	豫告期間	工場番號	豫告期間	工場番號	豫告期間	工場番號	豫告期間
一	十四日間	八	十四日間	一四	十四日間	一四	十四日間
三	十四日間	九	十四日間	一五	七日間	一五	七日間
四	十四日間	一〇	十四日間	一六	六日間	一六	六日間
七	十四日間	一一	十五日間	一八	十四日間	一八	十四日間

第八章 雇傭關係の解除

工場番號	預告期限	工場番號	預告期限	工場番號	預告期限
二二	五日	三一	十日	三八	七日
二四	七日	三五	十日	計	二五二日間
三〇	十四日間	三六	三十日間	平均	十三日間
四一	十四日間	五八	十四日間以上		
四三	二十一日間	五九	十四日間		
四四	七日	六〇	十四日間		
四七	七日	六一	十四日間		
五二	至三十日間	六二	十四日間		
五三	至三十日間	六三	十四日間		
五四	十四日間	六四	十四日間		
五五	十四日間	六七	十四日間		
五七	七日	六八	十四日間		
八七	七日	九五	七日		
八八	七日	九七	七日		
八九	七日	九八	七日		
九〇	十五日	九九	十四日間		
九一	十五日	一〇〇	十四日間		
九二	三十日間	一〇二	十四日間		
計		計		計	
				平均	七〇六
				平均	一〇九
				平均	一一五
				平均	八九

(丁表)

第八章 雇傭關係の解除

工場番號	預告期限	工場番號	預告期限	工場番號	預告期限
一一七	七日	官四	十四日間	計	五八日間
一一八	七日	官五	臨時工は三〇日	平均	十四日間
一二二	十四日間	一二五	十四日間	計	四九日三
一二三	至七日	一二九	十四日間	平均	十二日間
一四六	十四日間	一四七	七日	平均	十一日間
一四三	十五日	官七	十日	總平均	十二日六分
一四五	十四日間	計	五九日間		

即ち右に依ると各業態の平均解雇預告期限は次表に示す通り飲食物工業の一四日間を最長とし之に次いで繊維工業の一三日機械及特種工業の一二日化學及雜工業の一日と云ふ順序になつてゐるが之は次節以下に於いて述べる解雇及退職手當に大なる關係を有してゐるらしく期限の長いものほど手當は少額となつてゐるのである。

備考 表中五日乃至七日、七日乃至三十日とある場合には七日及三十日を取りて計及平均を出せり

平均解雇預告期限 A 十三日 B 十二日 C 十一日 D 十四日 E 十二日 F 十一日

更にこゝで上掲の丙表を按配すると次のやうな表を得ることが出来るのである。

(戊表)

預告期限	官 工		民 場		合 計
	管	營	間	數	
三〇日前とするもの	一	〇	四	一	五
二〇日前とするもの	〇	〇	一	一	二
一五日前とするもの	〇	〇	二	一	三
一四日前とするもの	〇	〇	二	一	三
一〇日前とするもの	一	一	三	二	五
七日前とするもの	〇	〇	二	一	三
五日前とするもの	〇	〇	二	一	三
三日前とするもの	〇	〇	一	一	二
二日前とするもの	〇	〇	一	一	二
一日前とするもの	〇	〇	一	一	二
合計	十八日	三	十二日四分	七二	十二日六分
平均	十八日	三	十二日四分	七二	十二日六分

即ち右表に依ると民法に規定するところの一四日前と規定せる向が全數の五割強を示し民法規定以上の長期間を規定せるもの九民法規定以下の短期間を規定せるもの二七を數へると云ふ状態である。

そして豫告期限の平均日數に就いて見ると丁表に示す如く各業態共一四日を出づるものなく其總平均日數は一二日六分で民法規定の夫れよりは二日弱少いと云ふ事實を發見するのである。又之を官營工場と民間工場とに比較すると前者は一八日後者は一二日四分で五日六分の開きがあると云ふ風に矢張お役所は斯うした點は完全してゐるが豫告期限は長くても肝腎の解雇及退職手當が民間の夫れに比し遙に遜色があるから實質に於いては劣つてゐるものと云ふべきである。

第三節 解雇手當

近時事業不振のため貸銀増加の如き要求の到底容れられ難きを知るや労働者は之を要求する代りに解雇手當や退職及歸國手當の規定を要求する傾向を生じ最近頻發する労働爭議は殆ど全部がこの要求に發端してゐるのを發見する。蓋し労働者は労働の不安を感じるの餘り轉ばぬ先の杖として豫めこれ等の諸手當を制定させておかうといふのであらうが此解雇手當は今後次第に消滅すべき運命にある温情主義の產物であるのである。

それはさておいてこれ等諸手當の規定の内容及この規定を有する向と有せざる向との比如何と云ふに次表に示す如く甚だ複雑なものではあるが之を總括すると解雇手當では日給制を以つて支給すと規定せるもの四九工場全然支給せざるもの二一工場規定なく考査の上適宜に支給するもの八六工場とな

第八章 雇傭関係の解除

つて居り退職手當では日給に依るもの三七支給せざるもの三七規定なきも適宜支給するもの八二工場
であり又歸國手當では支給するもの三八工場然らざるもの一一八工場となつてゐる。

民 營

A

工場番號

解 雇 手 當

一

事故解雇者なし
會社の都合上の解雇者
イ、四週間以前に豫告するか
ロ、或は給料二週間分を手當として給す
雇傭期間満了の解雇者
甲種貯金の二倍半支給

退 職 手 當

病氣退職者
イ、歸國の旅費
ロ、療養中の手當として日給の三分の一額を一
ヶ月分乃至三ヶ月分を支給す

歸國手當

なし

二

工場法第二十七條適用

イ、年功慰勞金
ロ、共済組合脱退給與金
支給せず

實費支給

三

負傷疾病の場合の解雇手當は工場法第二十七條適用
懲戒解雇にはなし
其他の場合には一定の規定なし

なし

四

一と同じ

一と同じ

なし

五

規定なし(但し從來の慣例により本人と會社と該
合して支給す)

解雇の場合と同じ

なし

六

勤続手當男工は五年女工は三年以上の場合には適當
の額を支給す

解雇の場合と同じ

なし

七

適宜支給す

解雇の場合と同じ

なし

八

六ヶ月以下の勤続者には七日分これより以上は勤
続年限に應ず

永年勤続者には事情を斟酌して適當額を支給す

なし

九

會社の都合により解雇したる場合は慰勞金規定に
より支給す

死亡
負傷又は疾病により不得巳と認め退職を許可した
る場合
五十歳以上に達し退職を申出たる場合
勤続三ヶ年以上にして自己の都合により退職を申
出で會社之を許可したる場合に於ては
イ、技男女及技男補は社員退職恩給金又は退職
慰勞金の半額
ロ、主任工及取手見廻
三ヶ年未滿 四〇日分以下
三ヶ年 一ヶ月を増す毎に一日分を
五ヶ年 一〇年 一ヶ月を増す毎に二日分を
増す
一〇年 一五年 一ヶ月を増す毎に三日分
を増す
一五年 二〇年 一ヶ月を増す毎に四日分
を増す
滿二〇年以上 一ヶ月を増す毎に五日分を
増す
ハ、普通工は前項の三分の二

適宜支給

第八章 雇傭関係の解除

一〇

一と同じ

一と同じ

一一

支給せず

支給せず

一二

規定なし(但し適宜給す)

解雇の場合と同じ

一三

支給せず

一ヶ月乃至三ヶ月分

一四

工場法第二十七條適用

一般になし
特殊者(功勞者、永年勤続者)には内規によりて支
給す

一五

適宜支給す

解雇の場合と同じ

實費支給

第八章 雇傭関係の解除

工場番號

解雇手当當

退職手当當

歸國手當

一六 支給せず

一七 規定なし(但し適宜給す)

一八 一と同じ

一九 規定なし(但し工場管理者より勤続年數又は勤怠を考量して給與することあり)

二〇 支給せず

二一 工場法第二十七條適用

二二 五分分乃至十分分適宜

二三 規定なし

但し組愛組合より組合員にして會社の都合により解雇せられたる時は入會後一年未滿の組合員一圓以後一ヶ月を増す毎に一圓

二四 規定なし(但し適宜給す)

二五 支給せず

二六 規定なし(但し勤続の長短に従ひ五分分乃至七分分を支給す)

男工手勤続十五年以上女工手十三年以上の時退社の際は特別慰勞金として一〇圓—一〇〇圓支給

解雇の場合と同じ

一と同じ

支給せず

勤続一年未滿 一〇日分

二年未滿 一五日分

三年未滿 二一日分

之れ以上は隨時状況を考量して定む

規定なし(但し功勞又は勤続年數を考量して金一封の形式にて給與す)

一般にはなし

特別の場合例へば女工の婚姻男工の妻死亡したる爲の退職の場合には内規にて給す

組合員にして三ヶ年以上勤続し正當理由により退社したる時は特別金を呈す

止むを得ざる事故の爲め退社したる者には慰勞金を給す

特に功勞ありたるもの又は男工五年女工三年以上の退社者には特別慰勞金を給す扶助規定

勤続年限及功勞を考量して支給す

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

單身者 二〇〇圓

妻帯者 三〇〇圓

なし

第八章 雇傭関係の解除

二七 工場法第二十七條適用

二八 支給せず

二九 支給せず

三〇 規定なし(但し勤続年數に應じ適宜支給す)

三一 右に同じ

三二 右に同じ

三三 右に同じ

三四 規定なし(但し適宜支給す)

三五 右に同じ

三六 支給せず

三七 一ヶ月乃至六ヶ月支給するも明規なし

平工 助手 廻手 組長 技工

勤続半年未滿 三〇日分

同一年未滿 三〇日分

同二年未滿 三〇日分

同三年未滿 三〇日分

同四年未滿 三〇日分

同五年未滿 三〇日分

同六年未滿 三〇日分

同七年未滿 三〇日分

同八年未滿 三〇日分

同九年未滿 三〇日分

同十年未滿 三〇日分

同十一年未滿 三〇日分

同十二年未滿 三〇日分

同十三年未滿 三〇日分

同十四年未滿 三〇日分

同十五年未滿 三〇日分

規定なし(但し永年勤続者に對しては相當の手當を支給す)

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

支給せず

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

第八章 雇傭関係の解除

工場番號

三八 一週間乃至二週間雇支給するも明規なし

B

退職手当

規定なし(但し契約期間誠實に勤務し且技術優秀なる者には二ヶ月を支給す)

歸國手當
右に同じ

三九

工場法に依る且之に加ふるに勤続年限成績を參酌し二ヶ月乃至三ヶ月分支給す

なし

四〇

支給せず

四一

會社の都合に依り解雇する場合次の解雇手當及歸國手當を給す(解雇後二週間分の手當を含む)

イ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ロ、勤続三ヶ月以上六ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ハ、勤続一ヶ月以上三ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ニ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ホ、此の他諸國手當として獨身者には一〇圓妻子有る者には二〇圓支給す

自己の都合による退職
イ、勤続十年以上達したる後退職を願出たるもの前條ホを除く全額(前條とは解雇の場合を指す)

ロ、病氣の爲め不得止ものと認め退職を許可したるものにして勤続一年以上の者前條ホを除く全額

ハ、前二項以外の理由によりて退職するものにして勤続一年以上のもの前條の三分の一に減額す

ニ、業務に因らざる病氣の爲め退職せる場合は前條ホを除く全額

獨身者 一〇〇圓
妻帶者 二〇〇圓

四二

六ヶ月以上日給一四日分

一ヶ月以上三ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

三ヶ月以上五ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

五ヶ月以上八ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

八ヶ月以上一〇ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

一〇ヶ月以上一ヶ月を超過す毎に二日半宛を増す

一〇ヶ月以上一ヶ月を超過す毎に三日分を増す

支給せず

獨身者 一〇〇圓
妻帶者 二〇〇圓

四三

イ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満二日分

ロ、勤続三ヶ月以上六ヶ月未満一日分

ハ、勤続一ヶ月以上三ヶ月未満半日分

ニ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満半日分

ホ、豫告手當として日給十四日分

イ、一ヶ年以上の勤続者退職の止むを得ずと見做されたる場合解雇手當の三分の一(但しホ、を除外)

ロ、勤続十年以上解雇手當の全額(但しホ、を除外)

獨身者 二〇〇圓
妻帶者 三〇〇圓

四四

工場法規定以上の手當を給與す

勤続二ヶ年未滿者六〇日分

勤続一ヶ年未滿者毎に二日分加算

但し工場の場合により解雇の場合

イ、常備工、雇入後六ヶ月未滿者 二〇日分

ロ、同 同 一ヶ年未滿者 三〇日分

ハ、同 同 一ヶ年未滿者 一ヶ月を超過す毎に一日分を加ふ

ニ、臨時職工にして入職後六ヶ月未滿者三〇日分

ホ、臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

任意退職者に限り三年以上の者に對し適宜支給す

支給せず

なし

實費支給

四六

次の如く解雇手當(豫告手當を含む)を支給す

イ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ロ、勤続三ヶ月以上六ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ハ、勤続一ヶ月以上三ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ニ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満の期間満一ヶ月に付日給

ホ、臨時職工にして入職後六ヶ月未滿者三〇日分

臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

イ、勤続六ヶ月以上の常備工にして徴兵の爲めの退職者には解雇手當半額を給す

ロ、勤続六ヶ月以上の常備工にして充員召集の爲めの退職者には解雇手當全額を支給す

ハ、他の退職者には解雇手當全額を支給す

ニ、任意退職の場合には支給せず、其他は適宜

なし

なし

なし

なし

なし

なし

四七

規定なし(但し會社の都合により解雇する場合十日分)

工場の場合及職務規定第三十八條第二項(工場衛生上又は本人の健康上有害と認むる者若しくは工場協會により就業を禁止すべき疾病者)により解雇したるとき

イ、常備工にして入職後六ヶ月未滿者三〇日分

ロ、同 同 一ヶ年未滿者四十五日分

ハ、同 同 一ヶ年未滿者六十日分

ニ、臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

入職後六ヶ月以上の者にして徴兵の爲めの退職者は退職手當として解雇手當の場合の半額を給す

ロ、勤続六ヶ月以上の者充員召集の爲めの退職者は退職手當の全額を給す

ハ、他の退職者には解雇手當全額を支給す

ニ、任意退職の場合には支給せず、其他は適宜

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

第八章 雇傭関係の解除

四八

規定なし(但し會社の都合により解雇する場合十日分)

工場の場合及職務規定第三十八條第二項(工場衛生上又は本人の健康上有害と認むる者若しくは工場協會により就業を禁止すべき疾病者)により解雇したるとき

イ、常備工にして入職後六ヶ月未滿者三〇日分

ロ、同 同 一ヶ年未滿者四十五日分

ハ、同 同 一ヶ年未滿者六十日分

ニ、臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

臨時職工にして入職後四ヶ月を超過するもの

入職後六ヶ月以上の者にして徴兵の爲めの退職者は退職手當として解雇手當の場合の半額を給す

ロ、勤続六ヶ月以上の者充員召集の爲めの退職者は退職手當の全額を給す

ハ、他の退職者には解雇手當全額を支給す

ニ、任意退職の場合には支給せず、其他は適宜

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

工場番號

第八章 雇傭關係の解除

解雇手當

工場法施行令第五條、第六條、第七條第一項、第二項の規定により扶助を受けるものにして解雇せられ解雇の日より一五日以内に歸郷する場合には歸郷旅費を支給す

退職手當

規定なし(但し勤続年數成績を考量して適宜支給す)

歸國手當

五〇 勤続一ヶ月につき二日分

一ヶ月未満五〇日分

一ヶ月以上一ヶ月未満五〇日分

規定なし(但し適宜支給す)

五一 右に同じ

解雇の場合と同じ

五二 右に同じ

家庭の都合及事情を考量して相當額を給す

五三 規定なし(但し勤続年限及成績の良否により適宜支給す)

解雇の場合と同じ

五四 規定なし(但し適宜支給す)

イ、死亡、業務上の負傷の退職は解雇手當より豫

五五 勤続六ヶ月未満一四日分

同六ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

ロ、自己の都合による退職は年齢五〇歳以上にして勤続十年以上はイの半額勤続三年以上はイの三分の一

同六ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

ハ、勤続十年以上はイの半額勤続三年以上はイの三分の一

同七ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

ニ、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

同八ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

三、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

同九ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

四、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

同十ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

五、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

同十一ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

六、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

同十二ヶ月以上一ヶ月未満三〇日分

七、勤続二年以上五年未満日給三十五日分

老衰傷病其他止むを得ざる事由により退會したるものは五年以上勤続の場合は日給一ヶ月分以上十

年以上勤続の場合は日給五ヶ月分以上

支給せず

支給せず

支給せず

五八

イ、會社の都合に依る場合
ハ、業務上の負傷の爲め解職を願出で止むを得ずと認めて許可したる場合
ニ、勤続六ヶ月以上一年未満は五〇日分
三、勤続一年以上五年未満は一ヶ月に付日給三分増
四、勤続五年以上一〇年未満は一ヶ月に付日給五分増

自己の都合による退職の場合は凡て解雇の場合に於ける手當の三分の一に當る額

イ、勤続三年以上にして病氣の爲め解職したる者

ロ、勤続三年以上にして入替の爲め解職したる者

ハ、勤続十年以上年齢五〇歳にして解職したる者

以上の場合には例外として解雇の場合の手當と同額但し臨時雇懲戒処分者には適用せず

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

實費支給(但妻帯者は獨身者の二倍)

獨身者 二〇〇圓

妻帯者 三〇〇圓

第八章 雇傭關係の解除

五八

イ、會社の都合に依る場合
ハ、業務上の負傷の爲め解職を願出で止むを得ずと認めて許可したる場合
ニ、勤続六ヶ月以上一年未満は五〇日分
三、勤続一年以上五年未満は一ヶ月に付日給三分増
四、勤続五年以上一〇年未満は一ヶ月に付日給五分増

自己の都合による退職の場合は凡て解雇の場合に於ける手當の三分の一に當る額

イ、勤続三年以上にして病氣の爲め解職したる者

ロ、勤続三年以上にして入替の爲め解職したる者

ハ、勤続十年以上年齢五〇歳にして解職したる者

以上の場合には例外として解雇の場合の手當と同額但し臨時雇懲戒処分者には適用せず

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

實費支給(但妻帯者は獨身者の二倍)

獨身者 二〇〇圓

妻帯者 三〇〇圓

五九

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

右に同じ

實費支給(但妻帯者は獨身者の二倍)

獨身者 二〇〇圓

妻帯者 三〇〇圓

六〇

一年以下最高二五日分最低一〇日分
以上六ヶ月を超ゆる毎に五日分以内を増す
共済會救済規則により給與
イ、死亡
ロ、兩眼を盲し若くは一眼以上を失ひ終身自用不可辨者(之に準ずるもの)
ハ、一肢を失ひ自用を辨じ得るも終身業務に就く能はざる者(之に準ずるもの)
以上は第一等毎勤定掛金の三百倍迄
第二等毎勤定掛金の百倍以上百五十倍迄
第三等毎勤定掛金の五〇倍以上百倍迄
規定なし(但し勤続年數並に成績を考量して適宜給與す)

(内規)功勞者に對してのみ勤続一ヶ月につき日給一日分の割合にて與ふ

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

實費支給(但妻帯者は獨身者の二倍)

獨身者 二〇〇圓

妻帯者 三〇〇圓

六一

規定なし(但し勤続年數並に成績を考量して適宜給與す)

規定なし(但し勤続年數並に成績を考量して適宜給與す)

六二

工場法規定第二七條適用

同上

六三

勤続六ヶ月以上日給一五五分
以上一ヶ月を増す毎に日給一分を加ふ

同上

六四

四三と同じ

四三と同じ

第八章 雇傭関係の解除

工場番號	解雇手當	退職手當	歸國手當
九三	前例、規則共になし(但し永年勤続する者に限り一週間乃至一ヶ月分を給す)	支給せず	なし
九四	規定なし(但し適宜支給す)	支給せず	なし
九五	規定なし(但し勤続年数又は成績を考量して適宜支給す)	上に同じ 疾病老衰に堪えずして退職したるものには救済金を給す	なし
九六	支給せず	金額の規定なし(但し勤続年数成績等を考慮して應分に與ふ)	なし
九七	日給の一五百分内外適宜支給す	支給せず	なし
九八	規定なし(但し適宜支給す)	最高九〇日分最低一五百分適宜支給す	なし
九九	イ、大正八年一月以後の入社工、滿一ヶ年の者に對し日給二四日分 一ヶ月を増す毎に二日分を加ふ ロ、大正八年一月以前の入社工に對しては一ヶ年に對し一〇日分	老衰疾病の場合には解雇の場合と同額其他不正當と認めたるものは半額以下とす	なし
一〇〇	勤続六ヶ月上一ヶ年未滿 六〇日分 一ヶ年以上二ヶ年未滿 一三〇日分 二ヶ年以上三ヶ年未滿 二〇〇日分 三ヶ年以上は一ヶ年を増す毎に二〇日分を加増	勤続一ヶ年以上の者に對し解雇手當の半額を給す	實費支給
一〇一	勤続一年以上 日給 一〇〇日分 一年以上 日給 一五〇日分 一年以上 日給 二〇〇日分 一年以上 日給 二五〇日分 一年以上 日給 三〇〇日分 一年以上 日給 三五〇日分 一年以上 日給 四〇〇日分 一年以上 日給 四五〇日分 一年以上 日給 五〇〇日分	支給せず	なし

第八章 雇傭関係の解除

一〇二	工場の都合により退職を命じたる者(即解雇者)には退職手當と同額	自己の都合による退職の場合	なし
一〇三	勤続月数に日給額を乗じたるものを給す	勤続三年に滿たざる者には手當なし 同 滿三年者には日給五〇日分 夫以上年を増す毎に一〇日を加算して支給す	なし
一〇四	規定なし(但し最低日給の一四日分以上適宜支給す)	内規なし(但し勤続年数成績等を考量して相當額を支給す)	なし
一〇五	規定なし(但し適宜支給す)	支給せず	なし
一〇六	規定なし(但し勤続勤怠等を考査して適宜支給す)	同上	實費支給
一〇七	支給せず	勤続年数成績を考査して定む從來の例によれば 勤続一五年以下 三〇〇日分 同 二〇年以上 五〇〇日分 同 二〇〇年以上 一五〇〇日分	なし
一〇八	規定なし(但し適宜支給す)	同上	なし
一〇九	規定なし(但し勤続三年以上の者には適宜支給す)	解雇の場合と同じ	なし
一一〇	勤続二ヶ年以下のものは一四日分 同 二ヶ年以上は一ヶ年を増す毎に一〇日分加算	上に準ず 三ヶ年以上は一ヶ年を増す毎に六日分加算	なし
一一一	共済組合脱退給與金を適宜支給す	上に同じ	なし
一一二	勤続九年未滿の工手會社の都合により解雇せられたる時二回以上の手當金 九年以上の勤続者にしに會社の都合又は本人の都合により解雇せられたるものは二〇回以上の手當金	上に準ず	なし

一三三

職	六ヶ月上	五ヶ月上	四ヶ月上	三ヶ月上	二ヶ月上	一ヶ月上	勤続年数		なし
							満月未	満以上	
解備 職及	六、業務上負傷し終身自用を辨せずと認めたる者	1	1	1	1	1	1	1	なし
	七、業務上負傷し終身勤務に従事する事能はずと認めたる者	1	1	1	1	1	1	1	なし
	八、病氣の爲め終身勤務に従事する事能はずと認めたる者	1	1	1	1	1	1	1	なし
	九、業務上の負傷に起因し従來の勤務に従事する事能はずと認めたる者	2/3	2/3	1	1	1	1	1	なし
	一〇、業務上の負傷に起因し舊に復せずと雖も引續き従來の勤務に従事する事を得る者	2/3	1	1	1	1	1	1	なし
	一一、(九)(一〇)の中間と認めたる者	1/3	1/3	1	1	1	1	1	なし
	一二、病氣に起因し終身従來の業務に従事する事能はずと認めたる者	0	0	1/3	1/3	1/2	1/2	1	なし
解備	一、業務上の都合による者	0	0	0	0	0	0	0	なし
	二、五十歳以上に達したる者	0	1/3	1/3	0	0	0	0	なし
	三、身体虚弱にして業務に堪へず又は労働能率低下のもの認めたる者	0	1/3	1/2	1/2	1	1	1	なし
	四、工手規則第十三條第八項に該當する者	0	1/3	1/2	1/2	1	1	1	なし
	五、懲戒	0	0	0	0	0	0	0	なし
	六ヶ月未滿解備當時の日給十分								
	六ヶ月未滿解備當時の日給十分								
五ヶ月上									
四ヶ月上									
三ヶ月上									
二ヶ月上									
一ヶ月上									

第八章 雇備關係の解除

雇備關係の解除

第八章 雇備關係の解除

工場番號	解雇手当	規定なし(但し工場主に於て適宜支給す)	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一三三	規定なし(但し工場主に於て適宜支給す)	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一一	規定なし(但し勤績、成績により一週間乃至半月分支給す)	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一四	支給せず	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一五	支給せず	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一六	支給せず	工場法の規定による 勤続一年内外の者には約一週を與ふ	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一七	規定なし(但し適宜支給す)	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一八	規定なし(但し歸國旅費及慰勞金を適宜支給す)	支給せず	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一一九	不都合の所爲なく會社の都合にて一年以上の勤続を解雇する時は相當支給す	満五年以上勤続の職工不都合の所爲なく退職する場合は相當支給す	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一二〇	一ヶ年以上の勤続者に対しては成績其他の事情を考量して適宜支給す額を一定せず	五ヶ年以上に對しては適宜支給す	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一二一	工場法第二七條適用	支給せず	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)
一二二	規定なし(但し適宜支給す)	同上	退職手当	規定なし(但し適宜支給す)

E

D

工場番號

第八章 雇傭關係の解除
解雇手當

退職手當

歸國手當

一三八 最小限一週間以上にて適宜支給す

一三九

三ヶ月未満 日給一五分
六ヶ月未満 同 同 四分
一ヶ年以上は一ヶ月を増す毎に二分を加ふ

自己の都合により退職したる者
勤続七ヶ年以上現給料月額の四分の一
勤続七ヶ年以上現給料月額の三分の一
以上を乗じた額を給す
右の場合の退職又は死亡者に対しては手當金を給す
在職中死亡したる者
勤続満一五年以上の者
重病の爲め職務に堪へずと認めたるもの
五年以上現給料に及びたる者
五年以上現給料一ヶ月分
五年以上現給料二ヶ月分
五年以上現給料三ヶ月分
五年以上現給料四ヶ月分
五年以上現給料五ヶ月分
五年以上現給料六ヶ月分
五年以上現給料七ヶ月分
五年以上現給料八ヶ月分
五年以上現給料九ヶ月分
五年以上現給料十ヶ月分
五年以上現給料十一ヶ月分
五年以上現給料十二ヶ月分
五年以上現給料十三ヶ月分
五年以上現給料十四ヶ月分
五年以上現給料十五ヶ月分
五年以上現給料十六ヶ月分
五年以上現給料十七ヶ月分
五年以上現給料十八ヶ月分
五年以上現給料十九ヶ月分
五年以上現給料二十ヶ月分

勤続三ヶ月乃至五ヶ月 日給の一五分
勤続六ヶ月乃至一ヶ年 同 同 四分
勤続一ヶ年以上一ヶ年未満 同 同 四分
勤続一ヶ年以上二ヶ年未満 同 同 四分
勤続二ヶ年以上三ヶ年未満 同 同 四分
勤続三ヶ年以上四ヶ年未満 同 同 四分
勤続四ヶ年以上五ヶ年未満 同 同 四分
勤続五ヶ年以上六ヶ年未満 同 同 四分
勤続六ヶ年以上七ヶ年未満 同 同 四分
勤続七ヶ年以上八ヶ年未満 同 同 四分
勤続八ヶ年以上九ヶ年未満 同 同 四分
勤続九ヶ年以上一〇年未満 同 同 四分
勤続一〇年以上一五年未満 同 同 四分
勤続一五年以上二十年未満 同 同 四分
勤続二十年以上三十年未満 同 同 四分
勤続三十年以上三十年未満 同 同 四分
勤続三十年以上 同上の三分の一

一四〇 支給せず
一四一 諭旨解雇者には日給一五分を與ふ
其他なし
一四二 日給と勤続年數を參酌して慰勞金を支給す
一四三 規定なし(但し工場法規定に従ふ)
一四四 規定なし(但し適宜支給す)
一四五 勤続年數により日給一〇日分乃至六〇日分を適宜支給す
一四六 勤続六ヶ月未満 日給 五分
同 一年 同 七分
同 二年 同 一〇分
同 二年半 同 一〇分
同 三年 同 一〇分
右内外にて適宜之を支給す
一四七 勤続一年未満 日給 二五分
同 一年 同 三五分
同 二年 同 四五分
同 二年半 同 四五分
同 三年 同 四五分
一四八 老病勞務に堪へずと認め解雇したる時
會社の都合にて解雇したる時は次の手當を支給す
イ、勤続三ヶ月以上六ヶ月未満 日給一分
ロ、勤続六ヶ月以上一ヶ月未満 日給一分
ハ、勤続一ヶ月以上一ヶ月未満 日給一分
ニ、勤続三ヶ月上は一ヶ月を増す毎に五分
分、勤続三ヶ月上は一ヶ月を増す毎に五分
規定なし(但し適宜支給す)

第八章 雇傭關係の解除

規定なし(但し勤続年數成績を參酌し適宜支給す)
支給せず
同上
規定なし(但し會社の意志にて勤続二年以上のものには適宜支給す)
支給せず(但し特選工員には例外として三〇圓乃至一〇〇圓を適宜支給す)
支給せず
解雇の場合の半額を支給す
獨身者 三〇圓
妻帯者 三〇圓
なし
なし

官 營

工場番號	解 雇 手 當	退 職 手 當	歸 國 手 當
一	勤続一ヶ年以上三ヶ年未満者に対し 普通工に日給一〇日分 定期工に日給一〇日分 一年を加ふる毎に日給一〇日分或は一五日分を加ふ	支給せず	賞費支給
二	勤続五年以上に対しては一年に對し日給六日分 同 一〇年以上に對しては一年に對し日給九日分 同 一五年以上に對しては一年に對し日給十二日分 同 二〇年以上に對しては一年に對し日給十五日分	支給せず	なし
三	支給せず	同上	賞費支給
四	勤続三年以上日給二〇日分 爾後一年を増す毎に日給七日分を加ふ	勤続三年以上日給一〇日分 爾後一年を増す毎に日給二日分を加ふ	なし
五	勤続三年以上日給一五日分 爾後一年を増す毎に日給一五日分を加ふ	勤続三年以上日給一〇日分 爾後一年を増す毎に日給二日分を加ふ 上に同じ	なし
六	勤続三年以上日給二〇日分 爾後一年を増す毎に日給七日分を加ふ	同上	なし
七	支給せず	同上	なし

茲に於いて前表を解雇退職及歸國手當の三者を合せ支給するもの解雇及退職手當解雇及歸國手當退職及歸國手當の二者を夫々合せ支給するもの解雇退職歸國の三者中何れか一つを支給するもの及三手當中何れをも支給せざるもの、八つに分つて觀察すると次の如き割合を示すことが出来るのである。

支 給 別	A	B	C	D	E	F	計	百分率
解雇退職及歸國手當を支給するもの	二	六	六	〇	〇	二	二二	一六・〇〇
解雇及退職手當を支給するもの	三	三	三	一	九	三	二二	一六・〇〇
解雇及歸國手當を支給するもの	三	〇	〇	〇	〇	〇	三	二・二二
退職及歸國手當を支給するもの	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	七・七〇
解雇手當のみを支給するもの	三	〇	五	〇	〇	〇	八	六・二二
退職手當のみを支給するもの	二	二	五	〇	〇	〇	九	七・〇〇
歸國手當のみを支給するもの	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	七・〇〇
何れの手當をも支給せざるもの	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	七・〇〇
合 計	一六	一六	二一	一	九	五	六八	一〇〇・〇〇

即ち右に依ると第一位は解雇及退職手當を支給するもので八三即ち全工場の五割三分を占め之に次いで解雇退職及歸國手當を支給するもので全工場の一割六分に當つてゐる。以下解雇手當のみを支給するもの解雇及歸國手當を支給するもの退職手當のみを支給するもの等の順序で歸國手當のみを支給するもの及退職歸國の二手當を合せ支給するものに至つては一乃至二工場の少數であり何れの手當